

# 参考

消防分野での活用が想定される共同処理・連携・協力の手法

| 根拠法   | 根拠条文      | 手法       | 概要                                                                                                                   | 議会の議決等の手続                                                                                                                                                                                                    | 特徴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 消防分野での主な活用実態                          |
|-------|-----------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 地方自治法 | 252条の2    | 連携協約     | 地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。<br>連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 | ・基本方針及び役割分担について、関係地方公共団体議会の議決を経て、協議により協約を定める。<br>・連携協約締結後、告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出が必要。                                                                                                                           | 【組織の新設の有無】<br>・組織を新設しない。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・変動しない。<br>【意思決定の手続】<br>・連携協約を変更する場合は、議会の議決を経た協議が必要。<br>【財政負担】<br>・連携協約で定めることが想定される。<br>【制度の制定又は最近の改正の経緯】<br>・地方圏で連携中枢都市圏の形成を図り、連携して必要な行政サービスを提供できるようにすべきとされた第30次地制調答申を受け、新しい広域連携制度として創設された。(H26.11～)<br>【その他】<br>・連携の基本指針を定めるものであって、個別事務の処理について法律効果を付与するものではない。<br>・連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる。                                                                                                                                                       | 広域消防の運営について連携協約締結<br>・みやざき共創都市圏(宮崎市等) |
|       | 252条の2の2  | 協議会      | 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整又は計画作成を行うための制度。                                                                                 | ・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、協議会を設ける。<br>・規約には、①協議会の名称、②関係団体、③管理執行する事務、④組織事項、⑤経費の支弁方法、⑥事務の管理執行方法、⑦事務の管理執行場所、⑧職員の身分取扱い、⑨財産又は公の施設の管理・処分等の方法、⑩その他必要な事項を記載する(⑥～⑩は管理執行協議会のみ)。<br>・協議会設立後、告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出が必要。 | 【組織の新設の有無】<br>・法人格を有しない協議会を設ける<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・管理執行協議会については、協議会が管理執行した事務は、それぞれの地方公共団体が管理執行したのものとして効力を有する。<br>【意思決定の手続】<br>・規約の変更等をする際は、関係地方公共団体の議会の議決を経た協議が必要。<br>【財政負担】<br>・規約で定める。<br>【制度の制定又は最近の改正の経緯】<br>・以前は、全ての構成団体の議会の議決を経た協議が整わない限り脱退することができなかったが、手続の簡素化として、協議会を設ける地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに書面で予告することにより、脱退することができることとされた(H25.3.1～)                                                                                                                                                                 | 指令業務の共同運用<br>29地域108本部                |
|       | 252条の7    | 機関等の共同設置 | 地方公共団体の議会議事局、委員会若しくは委員、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局又は職員を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。                                                | ・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、共同設置を行う。<br>・規約には、①機関等の名称、②関係団体、③執務場所、④職員の身分取扱い、⑤その他必要な事項を記載する。<br>・共同設置後、告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出が必要。                                                                              | 【組織の新設の有無】<br>・法人格を有しない共同の機関等を設ける。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。<br>【意思決定の手続】<br>・規約の変更等をする際は、関係地方公共団体の議会の議決を経た協議が必要。<br>【財政負担】<br>・規約で定める。<br>【制度の制定又は最近の改正の経緯】<br>・以前は、委員会又は委員、職員等について共同設置することが認められていたが、効率的な行政運営に資すること及び小規模市町村の事務の補完に資することを基本的な考え方とし、地方自治法が改正され、行政機関、長の内部組織等についても共同設置の対象とした。(H23.4～)<br>・以前は、全ての構成団体の議会の議決を経た協議が整わない限り脱退することができなかったが、手続の簡素化として、機関等を共同設置する地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに書面で予告することにより、脱退することができることとされた(H25.3.1～) |                                       |
|       | 252条の14   | 事務委託     | 地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体に委託して管理・執行させる制度。                                                                                | ・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、事務を委託する。<br>・規約には、①関係団体、②委託事務の範囲及び管理執行方法、③経費の支弁方法、④その他必要な事項を記載する。<br>・事務委託後、告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出が必要。                                                                            | 【組織の新設の有無】<br>・組織を新設しない<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・事務を受託した地方公共団体は当該事務に係る権限を有することとなり、委託した地方公共団体は、当該事務に係る権限を失う。<br>・事務を受託した地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。<br>【意思決定の手続】<br>・委託した事務を変更・廃止する際は、関係地方公共団体の議会の議決を経た協議が必要。<br>【財政負担】<br>・規約で定めるが、一般に委託側が負担。<br>【その他】<br>・消防の広域化の一つの手段。<br>・受託した地方公共団体は、自らの条例・規則等に基づき委託団体の地域の事務を実施する。                                                                                                                                                                  | 消防の広域化<br>H26.4.1時点132本部              |
|       | 252条の16の2 | 事務の代替執行  | 地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせる制度。                                                                   | ・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、事務を代替執行する。<br>・規約には、①関係団体、②代替執行事務の範囲及び管理執行方法、③経費の支弁方法、④その他必要な事項を記載する。<br>・事務の代替執行成立後、告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出が必要。                                                                   | 【組織の新設の有無】<br>・組織を新設しない。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・地方公共団体が、他の地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた地方公共団体が自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。<br>【意思決定の手続】<br>・代替執行事務を変更・廃止する際は、関係地方公共団体の議会の議決を経た協議が必要。<br>【財政負担】<br>・規約で定める。<br>【制度の制定又は最近の改正の経緯】<br>・地方圏で連携中枢都市圏の形成を図り、連携して必要な行政サービスを提供できるようにすべきとされた第30次地制調答申を受け、新しい広域連携制度として創設された。(H26.11～)<br>【その他】<br>・代替執行する地方公共団体は、事務を任せた地方公共団体の条例・規則等に基づき、当該団体の事務を実施する。                                                                                                                             |                                       |
|       | 252条の17   | 職員の派遣    | 事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の地方公共団体からの求めに応じて職員を派遣することができる制度。                                                            | ・地方公共団体の長による協議が必要。                                                                                                                                                                                           | 【組織の新設の有無】<br>・組織を新設しない。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・派遣される職員は、派遣する地方公共団体の職員と派遣を受ける地方公共団体の職員の身分をあわせもつ。<br>【財政負担】<br>・給料、手当(退職手当を除く)及び旅費は、職員の派遣を受けた地方公共団体が負担。<br>【その他】<br>・専門知識のある職員の派遣を受け、活用することができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                       |

| 根拠法     | 根拠条文        | 手法        | 概要                                                                             | 議会の議決等の手続                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 特徴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 消防分野での主な活用実態                                                |
|---------|-------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 地方自治法   | 286条        | 一部事務組合    | 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。                                        | ・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議による規約の定めが必要。<br>・規約には、①名称、②構成団体、③共同処理する事務、④事務所の位置、⑤議会の組織及び議員の選挙の方法、⑥執行機関の組織及び選任の方法、⑦経費の支弁方法を記載する。<br>・設置には総務大臣又は都道府県知事の許可が必要。                                                                                                                                         | 【組織の新設の有無】<br>・法人格を有する一部事務組合を設ける。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・共同処理するとされた事務に係る権限は一部事務組合に移り、構成団体は当該事務に係る権限を失う。<br>【意思決定の手続】<br>・共同処理する事務や規約の変更のためには、全ての構成団体の議会の議決を経た協議を整えた上で総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。<br>【財政負担】<br>・規約で定める。<br>【制度の制定又は最近の改正の経緯】<br>・以前は、全ての構成団体の議会の議決を経た協議を整えた上で総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ脱退することができなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに書面で予告することにより、脱退することができることとされた（H25.3.1～）<br>【その他】<br>・消防の広域化の一つの手段。 | 消防の広域化<br>H26.4.1時点275本部                                    |
|         | 291条の2      | 広域連合      | 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。                         | ・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議による規約の定めが必要。<br>・規約には、①名称、②構成団体、③区域、④処理する事務、⑤広域計画の項目、⑥事務所の位置、⑦議会の組織及び議員の選挙の方法、⑧広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任方法、⑨経費の支弁方法を記載する。<br>・設置には総務大臣又は都道府県知事の許可が必要。<br>・総務大臣が許可したときはその旨の告示及び国の関係行政機関の長への通知が必要。<br>・都道府県知事が許可したときはその旨の公表・総務大臣への報告、報告を受けた総務大臣による国の関係行政機関の長への通知が必要。 | 【組織の新設の有無】<br>・法人格を有する広域連合を設ける。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・処理するとされた事務に係る権限は広域連合に移り、構成団体は当該事務に係る権限を失う。<br>【意思決定の手続】<br>・処理する事務や規約の変更のためには、全ての構成団体の議会の議決を経た協議を整えた上で総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。<br>【財政負担】<br>・規約で定める。<br>【その他】<br>・消防の広域化の一つの手段。                                                                                                                                                                                                 | 消防の広域化<br>H26.4.1時点21本部                                     |
| 消防組織法   | 39条2項       | 相互応援協定    | 地方公共団体の境界付近の災害や大規模な災害について、地方公共団体の区域を超えて、他の地方公共団体に対する消防の応援をする協定を締結する制度。         | ・市町村長等による協定締結。<br>・協定の締結について、議決を経る必要はない。                                                                                                                                                                                                                                                  | 【組織の新設の有無】<br>・組織を新設しない。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・応援のため出動した消防職員は、応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。<br>【意思決定の手続】<br>・特に困難性なし。<br>【財政負担】<br>・一般に応援協定で定める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 市町村間締結数<br>H26.4.1現在 2,205                                  |
|         | 43条         | 都道府県知事の指示 | 非常事態の場合に、都道府県知事が関係機関相互間の協定の実施その他災害の防御の措置を実施するよう市町村長、市町村の消防長又は水防管理者に必要な指示をする制度。 | ・議会の議決は必要ない。                                                                                                                                                                                                                                                                              | 【組織の新設の有無】<br>・組織を新設しない。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・応援のため出動した消防職員は、応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。<br>【意思決定の手続】<br>・特に困難性なし。<br>【財政負担】<br>・協定等で定める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                             |
| 災害対策基本法 | 8条          | 相互応援の協定   | 災害発生時に、地方公共団体の区域を超えて、他の地方公共団体に対する応援を行う協定を締結する制度。                               | ・市町村長等による協定締結<br>・協定の締結については、議決を経る必要はない。                                                                                                                                                                                                                                                  | 【組織の新設の有無】<br>・組織を新設しない。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・応援のため出動した職員は、応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。<br>【意思決定の手続】<br>・特に困難性なし。<br>【財政負担】<br>・一般に応援協定で定める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 市区町村間締結数<br>H26.4.1現在 1,697                                 |
|         | 67条         | 応援の要求     | 災害発生時に、市町村長等が、他の市町村長等に応援を求める制度。                                                | ・議会の議決は必要ない。                                                                                                                                                                                                                                                                              | 【組織の新設の有無】<br>・組織を新設しない。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・応援のため出動した職員は、応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。<br>【意思決定の手続】<br>・特に困難性なし。<br>【財政負担】<br>・応援を受けた地方公共団体が負担。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                             |
| その他     | 定住自立圏構想推進要綱 | 定住自立圏     | 都市機能に一定の集積がある中心市と近隣市町村が、それぞれの議会の議決を経て協定を結ぶことにより圏域を形成し、役割分担しながら互いに連携・協力する制度。    | ・人口5万人程度以上（少なくとも4万人以上）の市が、圏域内の住民に各種サービスを提供する意思を示す「中心市宣言書」を作成、公表。<br>・関係市町村議会の議決を経た上で、①市町村の名称、②目的、③基本方針、④連携する具体的事項を記載した定住自立圏形成協定を、中心市と近隣市町村が1対1で締結。（首長と議会がともに取り組み、協定を団体意思に基づくものとするために議決を要することとしている。）<br>・協定締結後、中心市が定住自立圏共生ビジョンを策定、都道府県・総務省へ送付。                                             | 【組織の新設の有無】<br>・組織を新設しない。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・変動しない。<br>【意思決定の手続】<br>・特に困難性なし。<br>【財政負担】<br>・定住自立圏形成協定で定める。<br>【その他】<br>・中心市において、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備するとともに、近隣市町村と協力することにより、圏域全体の活性化を図る。<br>・法律上の枠組みではなく、総務省の要綱に基づくもの。                                                                                                                                                                                                                   | 消防体制の強化について共生ビジョンに記載<br>・山形定住自立圏（山形市等）<br>・長岡地域定住自立圏（長岡市等）等 |
|         | 民法          | 請負・委任・準委任 | 当事者の一方が特定の行為をすることを相手方に委託する契約。                                                  | ・原則として、議会の議決は不要。一定の金額以上の工事又は製造の請負契約は、議会の議決が必要。                                                                                                                                                                                                                                            | 【組織の新設の有無】<br>・組織を新設しない。<br>【権限の所在・法律効果の帰属】<br>・変動しない。<br>【意思決定の手続】<br>・特に困難性なし。<br>【財政負担】<br>・合意で定める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                             |

# 消防指令業務の共同運用について

## 1 定義

消防指令業務の共同運用とは、複数の消防本部における消防指令業務（通報受付業務や部隊運用管理等）を共同で整備した消防指令センターにおいて、共同で通信員を配置し運用するもの。

## 2 効果

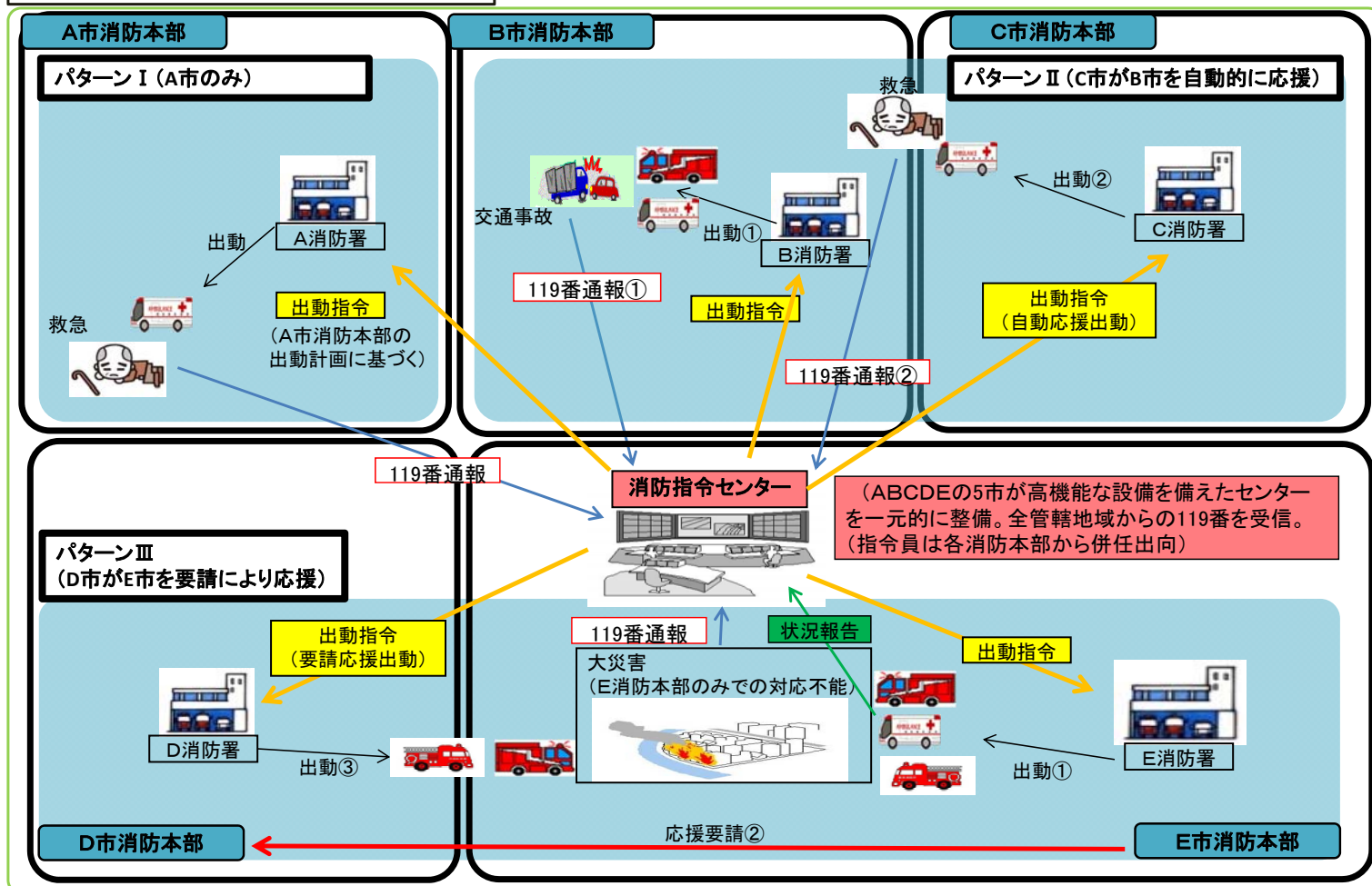
- ① 複数の消防本部の統合した高機能な消防通信指令システムを計画的に整備することで財政負担が大幅減少。（例：ちば共同消防指令センター 個別整備費合計額 61億 → 共同整備費 38億）
- ② 施設整備費のみならず維持管理費も効率化。
- ③ 指令業務配置職員の効率配置により、現場配置職員の充実が可能。
- ④ 情報の一元化・共有による迅速な相互応援態勢の確保が可能。

## 3 実績等

既に110本部（30地域）で実施中であり、さらに113本部（23地域）で運用開始時期を明示して検討中。合わせて全国223本部（約3割）で広域連携が行われることになる。（平成27年4月1日現在）  
近隣市町村、大規模市町村との応援協定を組み合わせることで、消防の広域化と同様、災害への即応体制の確保につながる。

※ 消防庁としてH28年5月に向けた消防救急無線のデジタル化を整備するにあたり、都道府県を1ブロックとする等できるだけ広域での整備を推進してきたところ（H17年通知等）だが、デジタル化の期限に間に合わせることを優先させたため、単独市で整備しているところも多い（予定を含む。）。

## 消防指令業務の共同運用のイメージ



# 消防の応援協定について

## 1 消防組織法第39条

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務がある。

## 2 締結状況

全ての都道府県下で全市町村(一部事務組合等含む。)が参加した消防相互応援協定が締結され、近隣消防機関同士での協定も多い。

平成26年4月1日現在、全国の消防相互応援協定の締結数は2,205。うち都道府県域をまたぐ市町村間では603。

## 3 相互応援協定の構造

### (1) 応援の種類

普通応援(自動)(災害発生地の市町村長の要請を待たずに自動的に出動する応援)

特別応援(要請)(災害発生地の市町村長の要請に基づいて出動する応援)

(2) 出動隊数(火災覚知時1隊、火災確認時2隊追加、災害に応じて特殊車の要請等)

(3) 出動車両(ポンプ車、救急車、救助工作車、特殊車等)

(4) 災害の種別(火災、救急、救助等)

(5) 指揮命令系統(基本的には受援側の指揮下にて活動する。)

(6) 出動区域(市境、〇キロ範囲、〇〇町〇丁目～〇丁目まで等)

(7) 費用負担(基本的には応援側が負担)

### 【一般的と思われる消防相互応援協定内容(具体例)】

#### ● 普通応援(自動)

主に隣接区域での火災対応を想定し、一定の地域について、応援要請なしで出動する災害や部隊等をあらかじめ決めておくもの。

例 { ・ 隣接地域及びその周辺部での災害発生時に火災を受報又は覚知した場合は、  
要請を待たずに応援側から1隊出動する。 }

※延焼火災である場合には、更に自動で隊を出動させる協定を締結しているところもある。

#### ● 特別応援(要請)

大規模災害、危険物施設火災、林野火災等の個別の市町村では対応できない事案や救急事案について、要請に応じた具体的対応をあらかじめ決めておくもの。

例 { ・ 救急事故で要請があった場合等に1隊出動する。  
・ 大火災、集団災害等の場合は、要請若しくは応援側の判断により出動する。  
・ 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災発生時に、応援要請を受け出動する。 }

※ 救急に関しても互いに管轄境をなくした直近出動運用を行い、相互に乗り入れをしているところもある。(高岡市消防本部と砺波地域消防組合消防本部)

# 平成 1 8 年消防組織法改正以降の広域化の実績（平成27年4月1日現在）

○ 39ブロックが広域化し、そのうち9町村が非常備を解消

| 広域化<br>年月日 | No | 都道府<br>県 | 広域化後の消防本部          | 広域化の方式 | 管轄<br>人口     | 広域化前の消防本部等     | 管轄<br>人口     |
|------------|----|----------|--------------------|--------|--------------|----------------|--------------|
| 21. 4. 1   | 1  | 北海道      | 富良野広域連合消防本部        | 広域連合   | 43, 943      | 富良野地区消防組合消防本部  | 28, 623      |
|            |    |          |                    |        |              | 上川南部消防事務組合消防本部 | 17, 719      |
|            |    |          |                    |        |              |                |              |
|            | 2  | 広島       | 東広島市消防局            | 事務委託   | 219, 451     | 東広島市消防局        | 173, 000     |
|            |    |          |                    |        |              | 竹原広域消防本部       | 51, 000      |
|            | 3  | 福岡       | 久留米広域消防本部          | 一部事務組合 | 426, 204     | 久留米市消防本部       | 236, 161     |
| 22. 4. 1   | 4  | 東京       | 東京消防庁              | 事務委託   | 13, 115, 435 | 福岡県南広域消防組合消防本部 | 190, 840     |
|            |    |          |                    |        |              | 東京消防庁          | 12, 733, 635 |
|            |    |          |                    |        |              | 東久留米市消防本部      | 116, 374     |
| 23. 4. 1   | 5  | 富山       | 砺波地域消防組合消防本部       | 一部事務組合 | 135, 341     | 砺波広域圏消防本部      | 104, 867     |
|            |    |          |                    |        |              | 小矢部市消防本部       | 32, 203      |
|            | 6  | 兵庫       | 北はりま消防本部           | 一部事務組合 | 151, 735     | にしたか消防本部       | 67, 640      |
|            |    |          |                    |        |              | 加東市消防本部        | 39, 538      |
| 23. 11. 28 | 7  | 奈良       | 五條市消防本部            | 事務委託   | 38, 084      | 加西市消防本部        | 47, 733      |
|            |    |          |                    |        |              | 五條市消防本部        | 34, 600      |
| 23. 12. 1  | 8  | 山形       | 山形市消防本部            | 事務委託   | 277, 417     | 十津川村（非常備）      | 4, 100       |
|            |    |          |                    |        |              | 山形市消防本部        | 250, 000     |
|            |    |          |                    |        |              | 山辺町（非常備）       | 15, 000      |
|            |    |          |                    |        |              | 中山町（非常備）       | 12, 000      |
| 24. 4. 1   | 9  | 北海道      | 砂川地区広域消防組合消防本部     | 一部事務組合 | 29, 853      | 上砂川町消防本部       | 3, 913       |
|            |    |          |                    |        |              | 砂川地区広域消防組合消防本部 | 27, 447      |
|            |    |          |                    |        |              |                |              |
|            | 10 | 山形       | 置賜広域行政事務組合消防本部     | 一部事務組合 | 159, 663     | 米沢市消防本部        | 89, 401      |
|            |    |          |                    |        |              | 南陽市消防本部        | 33, 658      |
|            |    |          |                    |        |              | 高畠町消防本部        | 25, 025      |
|            |    |          |                    |        |              | 川西町消防本部        | 17, 313      |
|            | 11 | 茨城       | ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 | 一部事務組合 | 194, 236     | ひたちなか市消防本部     | 158, 414     |
|            |    |          |                    |        |              | 東海村消防本部        | 37, 842      |
|            | 12 | 山口       | 宇部・山陽小野田消防局        | 一部事務組合 | 235, 978     | 宇部市消防本部        | 173, 327     |
|            |    |          |                    |        |              | 山陽小野田市消防本部     | 65, 740      |
| 24. 10. 1  | 13 | 滋賀       | 東近江行政組合消防本部        | 一部事務組合 | 254, 150     | 東近江行政組合消防本部    | 234, 680     |
|            |    |          |                    |        |              | 愛知郡広域行政組合消防本部  | 35, 378      |
| 25. 3. 30  | 14 | 富山       | 新川地域消防本部           | 一部事務組合 | 81, 758      | 黒部市消防本部        | 42, 494      |
|            |    |          |                    |        |              | 入善町消防本部        | 27, 034      |
|            |    |          |                    |        |              | 朝日町消防本部        | 13, 798      |

| 広域化<br>年月日 | No | 都道府<br>県 | 広域化後の消防本部        | 広域化の方式 | 管轄<br>人口 | 広域化前の消防本部等       | 管轄<br>人口 |
|------------|----|----------|------------------|--------|----------|------------------|----------|
| 25. 3. 31  | 15 | 青森       | 青森地域広域消防事務組合消防本部 | 一部事務組合 | 321, 587 | 青森地域広域消防事務組合消防本部 | 314, 602 |
|            |    |          |                  |        |          | 平内町（北部上北広域の構成町）  | 12, 960  |
|            | 16 | 神奈川      | 小田原市消防本部         | 事務委託   | 295, 738 | 小田原市消防本部         | 196, 926 |
|            |    |          |                  |        |          | 足柄消防組合消防本部       | 111, 431 |
|            | 17 | 富山県      | 富山県東部消防組合消防本部    | 一部事務組合 | 102, 385 | 魚津市消防本部          | 44, 574  |
|            |    |          |                  |        |          | 滑川市消防本部          | 33, 706  |
| 25. 4. 1   | 18 | 静岡県      | 志太広域事務組合志太消防本部   | 一部事務組合 | 290, 023 | 上市町消防本部          | 22, 110  |
|            |    |          |                  |        |          | 舟橋村（非常備村）        | 2, 967   |
|            |    |          |                  |        |          | 焼津市消防本部          | 145, 889 |
|            | 19 | 埼玉       | 埼玉東部消防組合消防局      | 一部事務組合 | 454, 876 | 藤枝市消防本部          | 145, 459 |
|            |    |          |                  |        |          | 久喜地区消防組合消防本部     | 189, 004 |
|            |    |          |                  |        |          | 加須市消防本部          | 116, 968 |
| 25. 4. 1   | 20 | 埼玉       | 埼玉西部消防局          | 一部事務組合 | 785, 712 | 幸手市消防本部          | 54, 231  |
|            |    |          |                  |        |          | 白岡市消防本部          | 50, 839  |
|            |    |          |                  |        |          | 杉戸町消防本部          | 47, 165  |
|            |    |          |                  |        |          |                  |          |
|            | 21 | 静岡       | 下田消防本部           | 一部事務組合 | 57, 569  | 所沢市消防本部          | 342, 735 |
|            |    |          |                  |        |          | 狭山市消防本部          | 156, 321 |
|            |    |          |                  |        |          | 人間市消防本部          | 150, 326 |
|            |    |          |                  |        |          | 埼玉西部広域消防本部       | 140, 006 |
|            | 22 | 大阪       | 泉州南広域消防本部        | 一部事務組合 | 292, 798 | 下田消防本部           | 42, 051  |
|            |    |          |                  |        |          | 西伊豆広域消防本部        | 17, 324  |
|            |    |          |                  |        |          | 泉佐野市消防本部         | 110, 661 |
|            |    |          |                  |        |          | 阪南岬消防組合消防本部      | 75, 432  |
| 25. 4. 1   | 23 | 兵庫       | 西はりま消防本部         | 一部事務組合 | 204, 980 | 泉南市消防本部          | 64, 984  |
|            |    |          |                  |        |          | 熊取町消防本部          | 44, 542  |
|            |    |          |                  |        |          | たつの市消防本部         | 114, 740 |
|            | 24 | 兵庫       | 南但消防本部           | 一部事務組合 | 58, 328  | 夙粟市消防本部          | 42, 166  |
|            |    |          |                  |        |          | 相生市消防本部          | 31, 289  |
|            |    |          |                  |        |          | 佐用町消防本部          | 19, 400  |
| 25. 4. 1   | 25 | 佐賀       | 佐賀広域消防局          | 広域連合   | 351, 441 | 朝来市消防本部          | 33, 252  |
|            |    |          |                  |        |          | 養父市消防本部          | 26, 722  |
|            | 26 | 鹿児島      | 指宿南九州消防組合消防本部    | 一部事務組合 | 82, 668  | 佐賀広域消防局          | 302, 364 |
| 25. 4. 1   | 26 | 鹿児島      | 指宿南九州消防組合消防本部    | 一部事務組合 | 82, 668  | 神埼地区消防事務組合消防本部   | 50, 639  |
|            |    |          |                  |        |          | 指宿地区消防組合消防本部     | 57, 313  |
| 25. 4. 1   | 26 | 鹿児島      | 指宿南九州消防組合消防本部    | 一部事務組合 | 82, 668  | 南九州市の川辺町・知覧町     | 26, 148  |
|            |    |          |                  |        |          |                  |          |

# 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（平成27年4月1日現在）

| 広域化<br>年月日 | No | 都道府県 | 広域化後の消防本部            | 広域化の方式 | 管轄<br>人口 | 広域化前の消防本部等        | 管轄<br>人口 |
|------------|----|------|----------------------|--------|----------|-------------------|----------|
| 25. 7. 1   | 27 | 青森   | 弘前地区消防事務組合<br>消防本部   | 一部事務組合 | 298, 751 | 弘前地区消防事務組合消防本部    | 213, 134 |
|            |    |      |                      |        |          | 黒石地区消防事務組合消防本部    | 44, 861  |
|            |    |      |                      |        |          | 平川市消防本部           | 30, 904  |
|            |    |      |                      |        |          | 板柳町消防本部           | 15, 199  |
| 26. 4. 1   | 28 | 北海道  | 滝川地区広域消防<br>事務組合消防本部 | 一部事務組合 | 78, 907  | 滝川地区広域消防事務組合消防本部  | 52, 118  |
|            |    |      |                      |        |          | 芦別市消防本部           | 16, 196  |
|            |    |      |                      |        |          | 赤平市消防本部           | 11, 935  |
|            |    |      |                      |        |          | 上川町（上川中部消防組合の構成町） | 4, 105   |
|            | 29 | 北海道  | 旭川市消防本部              | 事務委託   | 359, 112 | 鷹栖町（上川中部消防組合の構成町） | 7, 396   |
|            |    |      |                      |        |          | 旭川市消防本部           | 350, 511 |
|            |    |      |                      |        |          | 比布町（上川中部消防組合の構成町） | 4, 133   |
|            | 30 | 北海道  | 大雪消防組合               | 一部事務組合 | 42, 795  | 愛別町（上川中部消防組合の構成町） | 3, 304   |
|            |    |      |                      |        |          | 当麻町（上川中部消防組合の構成町） | 7, 133   |
|            |    |      |                      |        |          | 大雪消防組合            | 28, 461  |
|            |    |      |                      |        |          | 大東市消防本部           | 125, 150 |
|            | 31 | 大阪   | 大東四條畷消防本部            | 一部事務組合 | 181, 505 | 四條畷市消防本部          | 57, 238  |
|            |    |      |                      |        |          | 中和広域消防組合消防本部      | 237, 009 |
|            | 32 | 奈良   | 奈良県広域消防組合<br>消防本部    | 一部事務組合 | 917, 390 | 西和消防組合消防本部        | 144, 785 |
|            |    |      |                      |        |          | 山辺広域行政事務組合消防本部    | 120, 537 |
|            |    |      |                      |        |          | 香芝・広陵消防組合消防本部     | 112, 046 |
|            |    |      |                      |        |          | 大和郡山市消防本部         | 89, 631  |
|            |    |      |                      |        |          | 桜井市消防本部           | 60, 016  |
|            |    |      |                      |        |          | 五條市消防本部           | 38, 084  |
|            |    |      |                      |        |          | 宇陀広域消防組合消防本部      | 37, 768  |
|            |    |      |                      |        |          | 葛城市消防本部           | 36, 771  |
|            |    |      |                      |        |          | 中吉野広域消防組合消防本部     | 28, 265  |
|            |    |      |                      |        |          | 吉野広域行政組合消防本部      | 14, 190  |
|            |    |      |                      |        |          | 野迫川村（非常備村）        | 524      |
|            | 33 | 佐賀   | 伊万里・有田消防本部           | 一部事務組合 | 78, 082  | 伊万里市消防本部          | 57, 386  |
|            |    |      |                      |        |          | 有田町消防本部           | 21, 201  |
|            | 34 | 熊本   | 熊本市消防局               | 事務委託   | 710, 925 | 熊本市消防局            | 670, 272 |
|            |    |      |                      |        |          | 高遊原南消防本部          | 40, 653  |
| 26. 10. 1  | 35 | 大阪   | 富田林市消防本部             | 事務委託   | 152, 558 | 富田林市消防本部          | 136, 425 |
|            |    |      |                      |        |          | 河南町消防本部           | 16, 133  |

|          | No | 都道府県 | 広域化後の消防本部           | 広域化の方式 | 管轄<br>人口 | 広域化前の消防本部等         | 管轄<br>人口 |
|----------|----|------|---------------------|--------|----------|--------------------|----------|
| 27. 4. 1 | 36 | 茨城   | 稲敷広域消防本部            | 一部事務組合 | 298, 629 | 稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 | 251, 316 |
|          |    |      |                     |        |          | 阿見町消防本部            | 47, 313  |
|          | 37 | 長野   | 上伊那広域消防本部           | 広域連合   | 188, 888 | 伊那消防組合消防本部         | 130, 991 |
|          |    |      |                     |        |          | 伊南行政組合消防本部         | 57, 897  |
|          | 38 | 大阪   | 豊中市消防局              | 事務委託   | 405, 539 | 豊中市消防局             | 400, 143 |
|          |    |      |                     |        |          | 能勢町（非常備）           | 5, 396   |
|          | 39 | 宮崎   | 西臼杵広域行政事務<br>組合消防本部 | 一部事務組合 | 21, 604  | 高千穂町（非常備）          | 13, 222  |
|          |    |      |                     |        |          | 五ヶ瀬町（非常備）          | 4, 224   |
|          |    |      |                     |        |          | 日之影町（非常備）          | 4, 158   |

# 消防広域化重点地域の指定状況（平成27年4月1日現在）

## ○ 30ブロックが消防広域化重点地域に指定済

| 都道府県 | 指定時期       | No. | 本部名又はブロック名           | 消防本部                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 市町村                                                                                                                                                                                                                    | 広域化<br>予定時期 |
|------|------------|-----|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 北海道  | H25<br>12月 | 1   | 滝川地区広域消防事務組合消防本部     | 滝川地区広域消防事務組合消防本部<br>芦別市消防本部<br>赤平市消防本部                                                                                                                                                                                                                                                    | 滝川市・新十津川町・雨竜町<br>芦別市<br>赤平市                                                                                                                                                                                            | 済           |
|      |            | 2   | 夕張市を含む地域             | 夕張市消防本部                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 夕張市                                                                                                                                                                                                                    | 未定          |
|      |            | 3   | 歌志内市を含む地域            | 歌志内市消防本部                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 歌志内市                                                                                                                                                                                                                   | 未定          |
|      |            | 4   | 長万部町を含む地域            | 長万部町消防本部                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 長万部町                                                                                                                                                                                                                   | 未定          |
|      |            | 5   | 旭川市消防本部              | 旭川市消防本部<br>上川中部消防組合消防本部（一部）                                                                                                                                                                                                                                                               | 旭川市<br>上川町・鷹栖町                                                                                                                                                                                                         | 済           |
|      |            | 6   | 大雪消防組合消防本部           | 大雪消防組合消防本部<br>上川中部消防組合消防本部（一部）                                                                                                                                                                                                                                                            | 美瑛町・東神楽町・東川町<br>当麻町・比布町・愛別町                                                                                                                                                                                            | 済           |
|      |            | 7   | 十勝                   | 帯広市消防本部<br>西十勝消防組合消防本部<br>北十勝消防事務組合消防本部<br>東十勝消防事務組合消防本部<br>南十勝消防事務組合消防本部<br>池北三町行政事務組合消防本部                                                                                                                                                                                               | 帯広市<br>新得町・清水町・芽室町<br>音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町<br>幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町<br>中札内村・更別村・大樹町・広尾町<br>本別町・足寄町・陸別町                                                                                                                           | H28.4       |
| 宮城   | H26<br>12月 | 8   | 県南ブロックの一部            | 亶理地区行政事務組合消防本部<br>岩沼市消防本部                                                                                                                                                                                                                                                                 | 亶理町・山元町<br>岩沼市                                                                                                                                                                                                         | 未定          |
| 茨城   | H26<br>3月  | 9   | 茨城消防救急無線・指令センター運用協議会 | 水戸市消防本部<br>土浦市消防本部<br>石岡市消防本部<br>常陸太田市消防本部<br>高萩市消防本部<br>北茨城市消防本部<br>笠間市消防本部<br>取手市消防本部<br>常陸大宮市消防本部<br>那珂市消防本部<br>つくば市消防本部<br>かずみがうら市消防本部<br>小美玉市消防本部<br>茨城町消防本部<br>大洗町消防本部<br>大子町消防本部<br>茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部<br>筑西広域市町村圏事務組合消防本部<br>常総地方広域市町村圏事務組合消防本部<br>鹿行広域事務組合消防本部<br>鹿島地方事務組合消防本部 | 水戸市・城里町<br>土浦市<br>石岡市<br>常陸太田市<br>高萩市<br>北茨城市<br>笠間市<br>取手市<br>常陸大宮市<br>那珂市<br>つくば市<br>かずみがうら市<br>小美玉市<br>茨城町<br>大洗町<br>大子町<br>古河市・下妻市・常総市・坂東市・八千代町・五霞町・埴町<br>結城市・筑西市・桜川市<br>常総市・守谷市・つくばみらい市<br>潮来市・行方市・銚田市<br>鹿嶋市・神栖市 | 未定          |
|      |            | 10  | 稲敷広域消防本部             | 阿見町消防本部<br>稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部                                                                                                                                                                                                                                                             | 阿見町<br>龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・美浦村・河内町・利根町                                                                                                                                                                                        | 済           |
| 栃木   | H27<br>3月  | 11  | 県1ブロックの一部            | 大田原地区広域消防組合消防本部<br>黒磯那須消防組合消防本部                                                                                                                                                                                                                                                           | 大田原市・那須塩原市<br>那須塩原市・那須町                                                                                                                                                                                                | H27.10      |
| 埼玉   | H26<br>2月  | 12  | 第6ブロックの一部            | 草加市消防本部<br>八潮市消防本部                                                                                                                                                                                                                                                                        | 草加市<br>八潮市                                                                                                                                                                                                             | H27.10      |
|      | H26<br>9月  | 13  | 第1ブロックの一部            | 上尾市消防本部<br>伊奈町消防本部                                                                                                                                                                                                                                                                        | 上尾市<br>伊奈町                                                                                                                                                                                                             | 未定          |
| 神奈川  | H25<br>12月 | 14  | 県央西部ブロックの一部          | 厚木市消防本部<br>清川村（非常備）                                                                                                                                                                                                                                                                       | 厚木市<br>清川村                                                                                                                                                                                                             | 未定          |
| 長野   | H25<br>8月  | 15  | 上伊那広域消防本部            | 伊那消防組合消防本部<br>伊南行政組合消防本部                                                                                                                                                                                                                                                                  | 伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪村<br>駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村                                                                                                                                                                                   | 済           |

| 都道府県 | 指定時期      | No. | 本部名又はブロック名      | 消防本部                                                                                                      | 市町村                                                                                             | 広域化<br>予定時期 |
|------|-----------|-----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 静岡   | H26<br>4月 | 16  | 駿東伊豆地域          | 沼津市消防本部<br>伊東市消防本部<br>清水町消防本部<br>東伊豆町消防本部<br>田方消防本部<br>下田消防本部<br>三島市消防本部<br>裾野市消防本部<br>長泉町消防本部<br>熱海市消防本部 | 沼津市<br>伊東市<br>清水町<br>東伊豆町<br>伊豆市・伊豆の国市・函南町<br>下田市・西伊豆町・松崎町・河津町・南伊豆町<br>三島市<br>裾野市<br>長泉町<br>熱海市 | H28.4       |
|      |           | 17  | 岳南地域            | 富士宮市消防本部<br>富士市消防本部                                                                                       | 富士宮市<br>富士市                                                                                     | 未定          |
|      |           | 18  | 静岡地域            | 静岡市消防局<br>島田市消防本部<br>吉田牧之原市広域施設組合消防本部<br>牧之原市相良消防本部                                                       | 静岡市<br>島田市・川根本町<br>吉田町・牧之原市<br>牧之原市                                                             | H28.4       |
|      |           | 19  | 中遠地域            | 袋井市森町広域行政組合消防本部<br>磐田市消防本部                                                                                | 袋井市・森町<br>磐田市                                                                                   | 未定          |
|      |           | 20  | 東遠地域            | 御前崎市消防本部<br>菊川市消防本部<br>掛川市消防本部                                                                            | 御前崎市<br>菊川市<br>掛川市                                                                              | 未定          |
|      |           | 21  | 西遠地域            | 浜松市消防局<br>湖西市消防本部                                                                                         | 浜松市<br>湖西市                                                                                      | 未定          |
| 大阪   | H26<br>2月 | 22  | 大東四條畷消防本部       | 大東市消防本部<br>四條畷市消防本部                                                                                       | 大東市<br>四條畷市                                                                                     | 済           |
|      | H26<br>3月 | 23  | 豊中市消防局          | 豊中市消防本部<br>能勢町（非常備）                                                                                       | 豊中市<br>能勢町                                                                                      | 済           |
|      |           | 24  | 新南河内ブロックの一部     | 富田林市消防本部<br>河南町消防本部                                                                                       | 富田林市<br>河南町                                                                                     | 済           |
| 和歌山  | H27<br>3月 | 25  | 新宮市・東牟婁郡ブロックの一部 | 新宮市消防本部<br>北山村（非常備）                                                                                       | 新宮市<br>北山村                                                                                      | 未定          |
| 佐賀   | H25<br>9月 | 26  | 伊万里・有田消防本部      | 伊万里市消防本部<br>有田町消防本部                                                                                       | 伊万里市<br>有田町                                                                                     | 済           |
| 宮崎   | H26<br>3月 | 27  | 県1ブロックの一部       | 西都市消防本部<br>宮崎県東児湯消防組合消防本部                                                                                 | 西都市<br>高鍋町・新富町・木城町・川南町・都濃町                                                                      | 未定          |
|      |           | 28  | 県1ブロックの一部       | 日南市消防本部<br>串間市消防本部                                                                                        | 日南市<br>串間市                                                                                      | 未定          |
|      |           | 29  | 西臼杵広域行政事務組合消防本部 | 高千穂町（非常備）<br>五ヶ瀬町（非常備）<br>日之影町（非常備）                                                                       | 高千穂町<br>五ヶ瀬町<br>日之影町                                                                            | 済           |
|      |           | 30  | 県1ブロックの一部       | 諸塚村（非常備）<br>美郷町（非常備）<br>西米良村（非常備）                                                                         | 諸塚村<br>美郷町<br>西米良村                                                                              | 未定          |
|      |           |     |                 | 椎葉村（非常備）                                                                                                  | 椎葉村                                                                                             |             |

# (参考)消防指令業務の共同運用の状況(平成27年1月現在)

| 運用開始     | 都道府県 | 消防本部                                                                             |
|----------|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| H11.4.1  | 静岡   | ・沼津市消防本部<br>・清水町消防本部<br>・三島市消防本部<br>・裾野市消防本部<br>・長泉町消防本部                         |
| H19.4.1  | 三重   | ・四日市市消防本部<br>・桑名市消防本部                                                            |
| H20.4.1  | 石川   | ・金沢市消防局<br>・津幡町消防本部<br>・かほく市消防本部<br>・内灘町消防本部                                     |
| H22.4.1  | 千葉   | ・柏市消防局<br>・我孫子市消防本部                                                              |
| H23.4.1  | 兵庫   | ・宝塚市消防本部<br>・猪名川町消防本部<br>・川西市消防本部                                                |
|          | 兵庫   | ・尼崎市消防局<br>・伊丹市消防局                                                               |
| H23.5.25 | 大阪   | ・箕面市消防本部<br>・豊能町消防本部                                                             |
| H23.10.1 | 埼玉   | ・熊谷市消防本部<br>・行田市消防本部                                                             |
| H24.3.1  | 福島   | ・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部<br>・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部                                      |
|          | 愛知   | ・豊橋市消防本部<br>・豊川市消防本部<br>・新城市消防本部<br>・蒲郡市消防本部<br>・田原市消防本部                         |
|          |      | 共同運用開始<br>(H20.4.1加入)<br>(H22.4.1加入)<br>(H24.3.1加入)                              |
| H24.4.1  | 静岡   | ・掛川市消防本部<br>・御前崎市消防本部<br>・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部<br>・菊川市消防本部<br>・磐田市消防本部              |
|          | 愛知   | ・知多市消防本部<br>・東海市消防本部<br>・知多南部消防組合消防本部<br>・知多中部広域事務組合消防本部<br>・常滑市消防本部<br>・大府市消防本部 |

| 運用開始     | 都道府県 | 消防本部                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H24.4.1  | 岡山   | ・津山圏域消防組合消防本部<br>・美作市消防本部<br>・真庭市消防本部                                                                                                                                                                                                |
| H24.12.1 | 愛知   | ・瀬戸市消防本部<br>・上尾市消防本部<br>・尾張旭市消防本部<br>・伊奈町消防本部                                                                                                                                                                                        |
| H25.4.1  | 埼玉   | ・千葉市消防局<br>・市原市消防局<br>・成田市消防本部<br>・富里市消防本部<br>・栄町消防本部<br>・袖ヶ浦市消防本部<br>・富津市消防本部<br>・山武郡市広域行政組合消防本部<br>・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部<br>・長生郡市広域市町村圏組合消防本部<br>・夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部<br>・匝瑺市横芝光町消防組合消防本部<br>・安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部<br>・香取広域市町村圏事務組合消防本部 |
|          | 千葉   | ・銚子市消防本部<br>・印西地区消防組合消防本部<br>・四街道市消防本部<br>・木更津市消防本部<br>・君津市消防本部<br>・旭市消防本部                                                                                                                                                           |
|          | 神奈川  | ・横須賀市消防局<br>・三浦市消防本部                                                                                                                                                                                                                 |
|          | 愛知   | ・海部東部消防組合消防本部<br>・愛西市消防本部<br>・蟹江町消防本部<br>・津島市消防本部<br>・海部南部消防組合消防本部                                                                                                                                                                   |
|          | 愛知   | ・尾三消防本部<br>・長久手市消防本部<br>・豊明市消防本部                                                                                                                                                                                                     |
|          | 千葉   | ・市川市消防局<br>・浦安市消防本部<br>・鎌ヶ谷市消防本部<br>・松戸市消防局<br>・流山市消防本部<br>・野田市消防本部                                                                                                                                                                  |
|          | 山口   | ・下関市消防局<br>・美祢市消防本部                                                                                                                                                                                                                  |
|          | 富山   | ・砺波地域消防組合消防本部<br>・氷見市消防本部<br>・高岡市消防本部                                                                                                                                                                                                |
|          | 広島   | ・尾道市消防局<br>・三原市消防本部                                                                                                                                                                                                                  |
|          | 香川   | ・丸亀市消防本部<br>・多度津町消防本部<br>・善通寺市消防本部                                                                                                                                                                                                   |

24地域 93消防本部

## 消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号）（抄）

### 第四章 市町村の消防の広域化

#### （市町村の消防の広域化）

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

#### （基本指針）

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

#### （推進計画及び都道府県知事の関与等）

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(広域消防運営計画)

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

- 2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
  - 二 消防本部の位置及び名称
  - 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあっては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

(国の援助等)

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

- 2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

○消防庁告示第三十三号  
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三  
十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に  
関する基本指針を次のように定める。  
平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

## 市町村の消防の広域化に関する基本指針

### 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に 関する基本的な事項

#### 1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市  
構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り  
巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生  
命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。  
しかしながら、小規模な消防本部においては、出  
動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限  
界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさ  
が指摘されることがあるなど、消防の体制としては  
必ずしも十分でない場合がある。  
これを克服するためには、市町村の消防の広域化  
により、行財政上の様々なスケールメリットを実現  
することが極めて有効である。具体的には、広域化  
によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
  - ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
  - ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
  - ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
  - ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
  - ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
- 等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。
- こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百一十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町

村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言いがたい状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末には平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消防本部数は七百八十四本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じて住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れているものの、全体的には、管轄人口十万未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、これまでの長期的な少子化の傾向が今後も続く場合は、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じて財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられ、加えて、近年の東日本大震災での教訓や類似を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっている。

#### 2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本

#### 的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする。又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれ方式の利点及び問題点を十分に比較考量的の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

#### 3 平成二十五年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成二十四年度末に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の实情によって左右される面があるものと考えられる。このことから、今後、広域化を推進するに当たっては、広域化対象市町村の組合せを定める場合は、広域化の規模に関する目標を引き続き考慮すると同時に地域の事情も十分勘案することとする。あわせて、広域化に関する取組を行う対象地域を、それぞれの地域における広域化の必要性や広域化への期待等を踏まえて重点化する枠組みを設けた上で、地域の实情を踏まえたきめ細かい取組を行うこととする。

その際、地域の实情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務が都道府県の事務に追加されたことから明らかに、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。

る。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえ、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

#### 4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

- (1) 消防広域化推進本部の設置  
消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。
- (2) 広報及び普及啓発  
市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。
- (3) 都道府県及び市町村に対する情報提供  
広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。
- (4) 相談体制の確保充実  
広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

## 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえること、五年程度後を期限として広域化に取り組むことが必要である。

- (1) 都道府県の推進計画等  
都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更又は策定を行うよう努めること。  
なお、本指針三、3に定める消防広域化重点地域指定については、速やかに行うこと。
- (2) 市町村の消防の広域化  
各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、本指針が定められた当初の期限である平成二十四年度末から五年程度後の平成三十年四月一日までに広域化を実現すること。

## 三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

### 1 推進計画の策定

- (1) 都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。  
自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項  
次のような事項に留意して定めること。  
① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。  
② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。  
③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。  
(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し  
次のような事項に留意して定めること。  
① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該

### 2

- (1) 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準  
各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。  
① 市町村の消防の広域化の規模  
火災等の災害への対応能力が強化されることとなしい。また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。
- (2) 都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。  
② さらに、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについて、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。
- (3) 広域化対象市町村の組合せ  
本指針三、2に基づき定めること。  
なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、3によること。
- (4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するため必要な措置に関する事項  
本指針三、4に基づき定めること。
- (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項  
本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。
- (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項  
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。  
なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等と鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。その際、例えば、当該組合せの広域化を段階的に実現するために段階ごとの組合せをあわせて定めるという方策も考えられる。

配慮及び留意すべき事項  
既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

### 3 消防広域化重点地域の指定等

(1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨

本指針一、三の趣旨を踏まえ、本指針一、四に掲げる国の施策及び本指針三、四に掲げる各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設ける。

(2) 都道府県知事による重点地域の指定及び公表等  
都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれ組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを重点地域として指定することができる。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域  
② 広域化の気運が高い地域

広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、当該指定を行ったときはその旨を、当該重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

(3) 関係市町村の意見の聴取等

重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。また、重点地域に指定された市町村以外の市町村から重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする重点地域の指定等に努めるものとする。

(4) 重点地域の指定の変更  
(2)及び(3)は、重点地域の指定の変更について準用する。

### 4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

① 広域化を推進するための体制の整備  
住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

② 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等

③ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

④ 広域化に関する調査研究  
等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

## 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果をも十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

### 2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

### 3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとする。とが有効である。

(1) 組合の方式による場合

① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール

② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。

③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。

④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。

⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

① 委託料に係る基本的なルール  
② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画

策定すること。  
③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

#### 4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

### 5 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

#### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。  
この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。  
そのために、次のような具体的方策が考えられる。

#### 2

##### 防災・国民保護担当部局との連携の確保

① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整  
② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施  
③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等  
④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保  
以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。  
そのために、次のような具体的方策が考えられる。  
① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務

#### 3

##### 推進計画及び広域消防運営計画への記載

委託  
② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置  
③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等  
④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流  
⑤ 総合的な合同防災訓練の実施  
⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化  
⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保  
以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

# 各都道府県の推進計画 (平成27年4月1日現在)



<備考>

○広域化ブロックを表示したもの。ただし複数の組合せパターンがある場合は、その内の一つを示した。  
○市町村の名称及び市町村域については平成27年4月1日現在のもの。

※広域化ブロックとは、推進計画に基づく広域化対象市町村の組合せを表示したもの。

| 都道府県 | ページ | 都道府県 | ページ | 都道府県 | ページ |
|------|-----|------|-----|------|-----|
| 北海道  | 2～5 | 石川   | 21  | 岡山   | 37  |
| 青森   | 6   | 福井   | 22  | 広島   | 38  |
| 岩手   | 7   | 山梨   | 23  | 山口   | 39  |
| 宮城   | 8   | 長野   | 24  | 徳島   | 40  |
| 秋田   | 9   | 岐阜   | 25  | 香川   | 41  |
| 山形   | 10  | 静岡   | 26  | 愛媛   | 42  |
| 福島   | 11  | 愛知   | 27  | 高知   | 43  |
| 茨城   | 12  | 三重   | 28  | 福岡   | 44  |
| 栃木   | 13  | 滋賀   | 29  | 佐賀   | 45  |
| 群馬   | 14  | 京都   | 30  | 長崎   | 46  |
| 埼玉   | 15  | 大阪   | 31  | 熊本   | 47  |
| 千葉   | 16  | 兵庫   | 32  | 大分   | 48  |
| 東京   | 17  | 奈良   | 33  | 宮崎   | 49  |
| 神奈川  | 18  | 和歌山  | 34  | 鹿児島  | 50  |
| 新潟   | 19  | 鳥取   | 35  | 沖縄   | 51  |
| 富山   | 20  | 島根   | 36  |      |     |

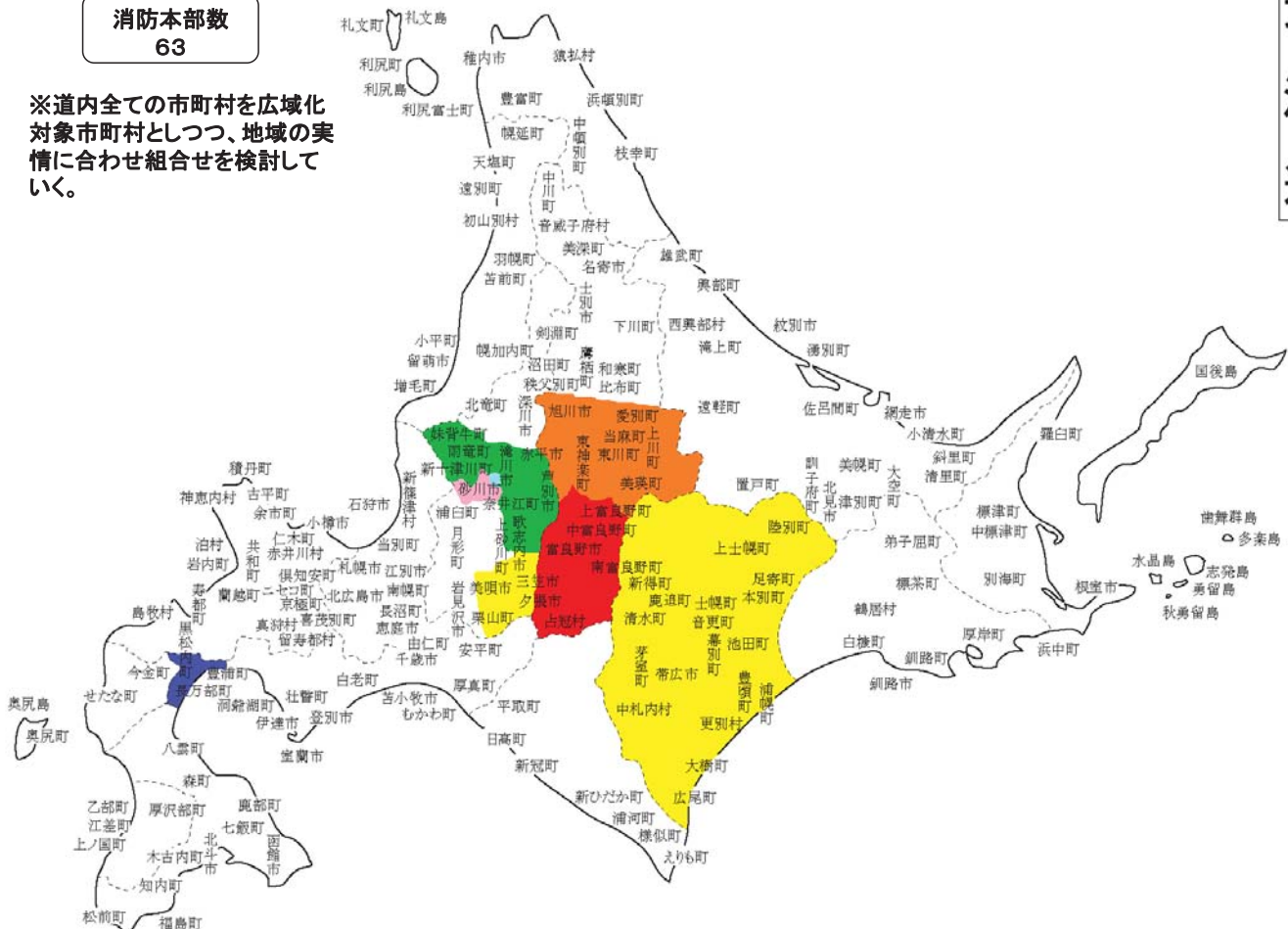
○既に広域化済みの地域

○広域化予定地域  
(期日も明らか)

○重点地域  
(広域化期日未定)

消防本部数  
63

※道内全ての市町村を広域化対象市町村としつつ、地域の実情に合わせ組合せを検討していく。



北海道

# 北海道北部

凡 例  
 組合消防  
 単独常備  
 ◎ 本部所在地

そらち  
**空知C**  
 ○重点地域  
 歌志内市を含む地域を指定

そらち  
**空知A**  
 OH26.4.1広域化  
 【滝川地区広域消防事務組合消防本部】  
 ・滝川地区広域消防事務組合消防本部  
 ・芦別市消防本部  
 ・赤平市消防本部  
 一部事務組合方式で広域化

OH24.4.1広域化  
 【砂川地区広域消防組合消防本部】  
 ・上砂川町消防本部  
 ・砂川地区広域消防組合消防本部一部事務組合方式で広域化

そらち  
**空知B**  
 ○重点地域  
 夕張市を含む地域を指定

かみかわ  
**上川A**  
 OH26.4.1広域化  
 【旭川市消防本部】  
 上川町、鷹栖町(上川中部消防組合の一部)を受託

かみかわ  
**上川B**  
 OH26.4.1広域化  
 【大雪消防組合】  
 上川中部消防組合の一部である  
 ・愛別町  
 ・当麻町  
 ・比布町  
 が加わり一部事務組合方式で広域化

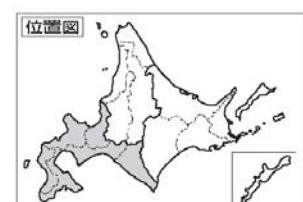
OH21.4.1広域化  
 【富良野広域連合消防本部】  
 ・富良野地区消防組合消防本部  
 ・上川南部消防事務組合消防本部  
 広域連合方式で広域化



3

# 北海道南部

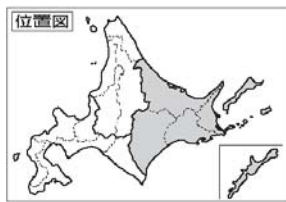
凡 例  
 組合消防  
 単独常備  
 ◎ 本部所在地



おしま  
**渡島**  
 ○重点地域  
 長万部町を含む地域を指定

4

# 北海道東部



5

# 青森県

## 青森地域

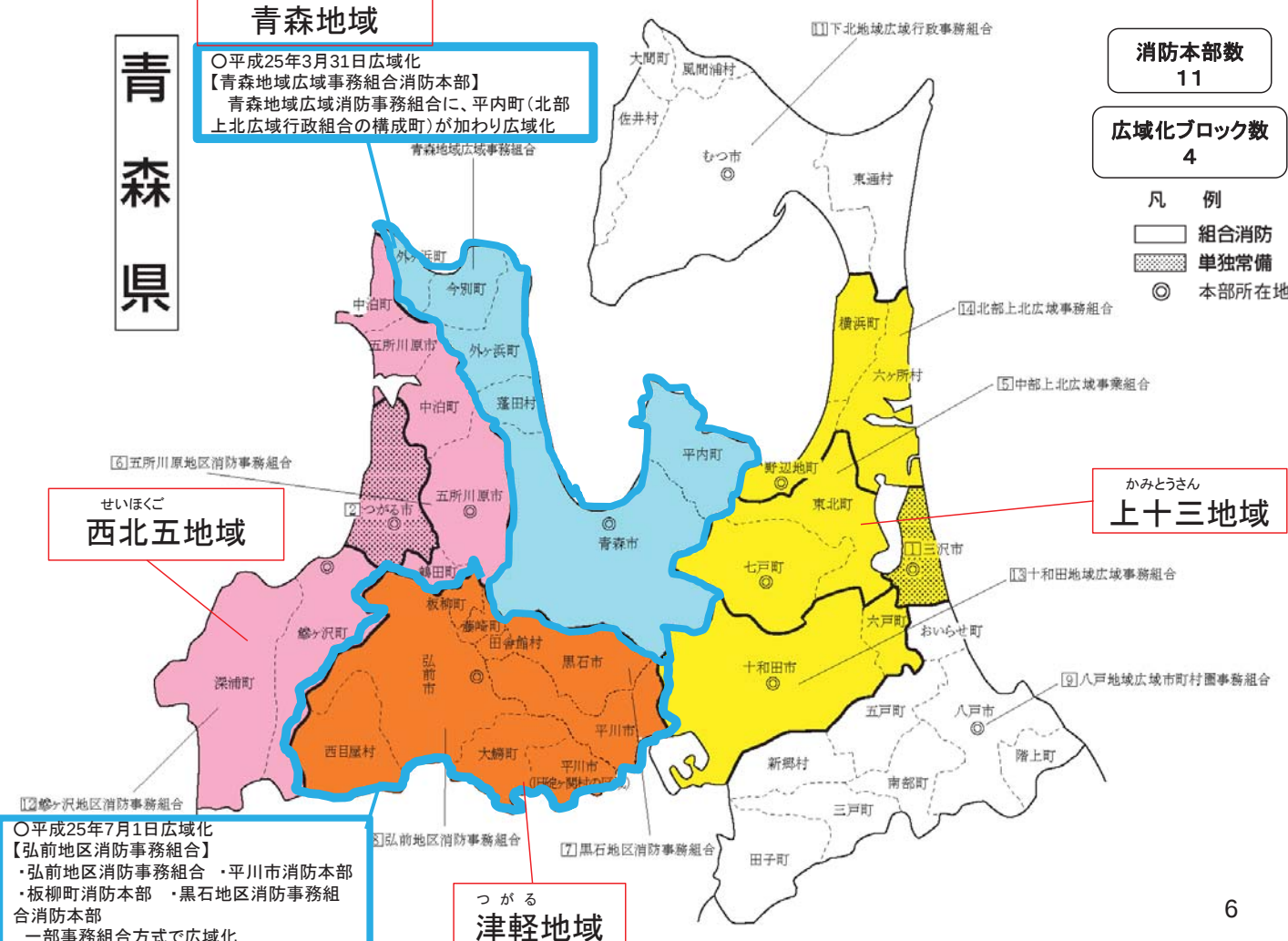
○平成25年3月31日広域化  
 【青森地域広域消防事務組合消防本部】  
 青森地域広域消防事務組合に、平内町(北部  
 上北広域行政組合の構成町)が加わり広域化

消防本部数  
11

広域化ブロック数  
4

**凡 例**

- 組合消防 (Combined Fire Service)
- 単独常備 (Independent Permanent Fire Service)
- 本部所在地 (Headquarters Location)



6

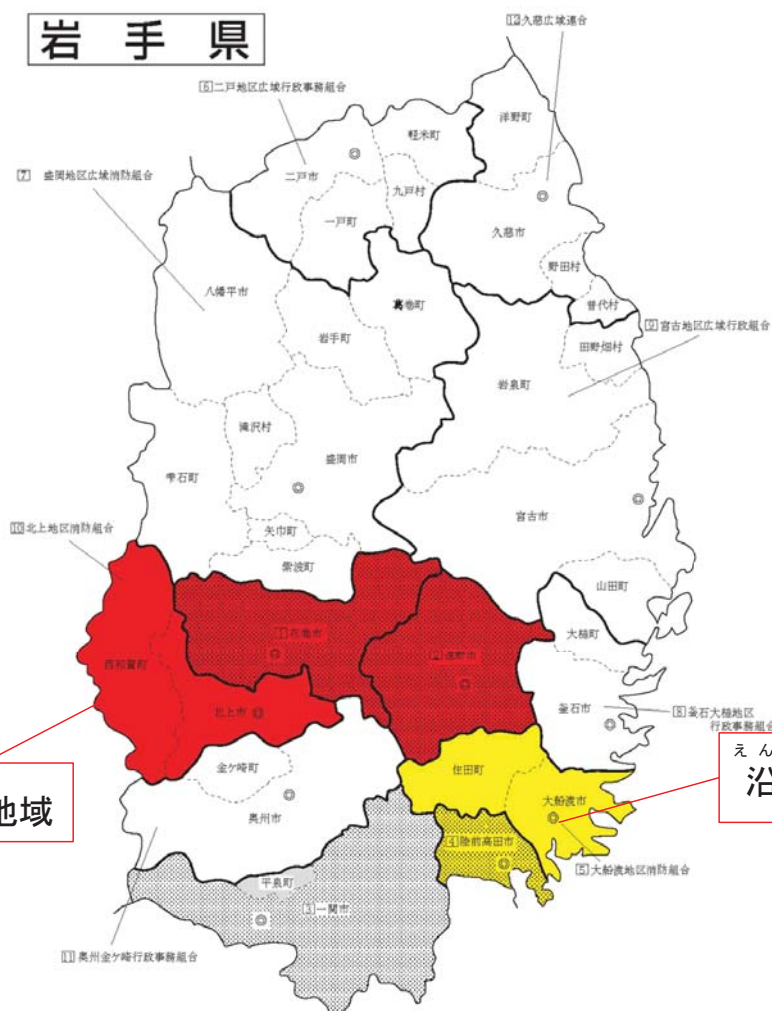
# 岩手県

消防本部数  
12

広域化ブロック数  
2

凡 例

- 組合消防
- 単独常備
- ◎ 本部所在地



ないりく  
内陸地域

えんがなんぶ  
沿岸南部地域

7

消防本部数  
12

広域化ブロック数  
3

凡 例

- 組合消防
- 単独常備
- ◎ 本部所在地

# 宮城県



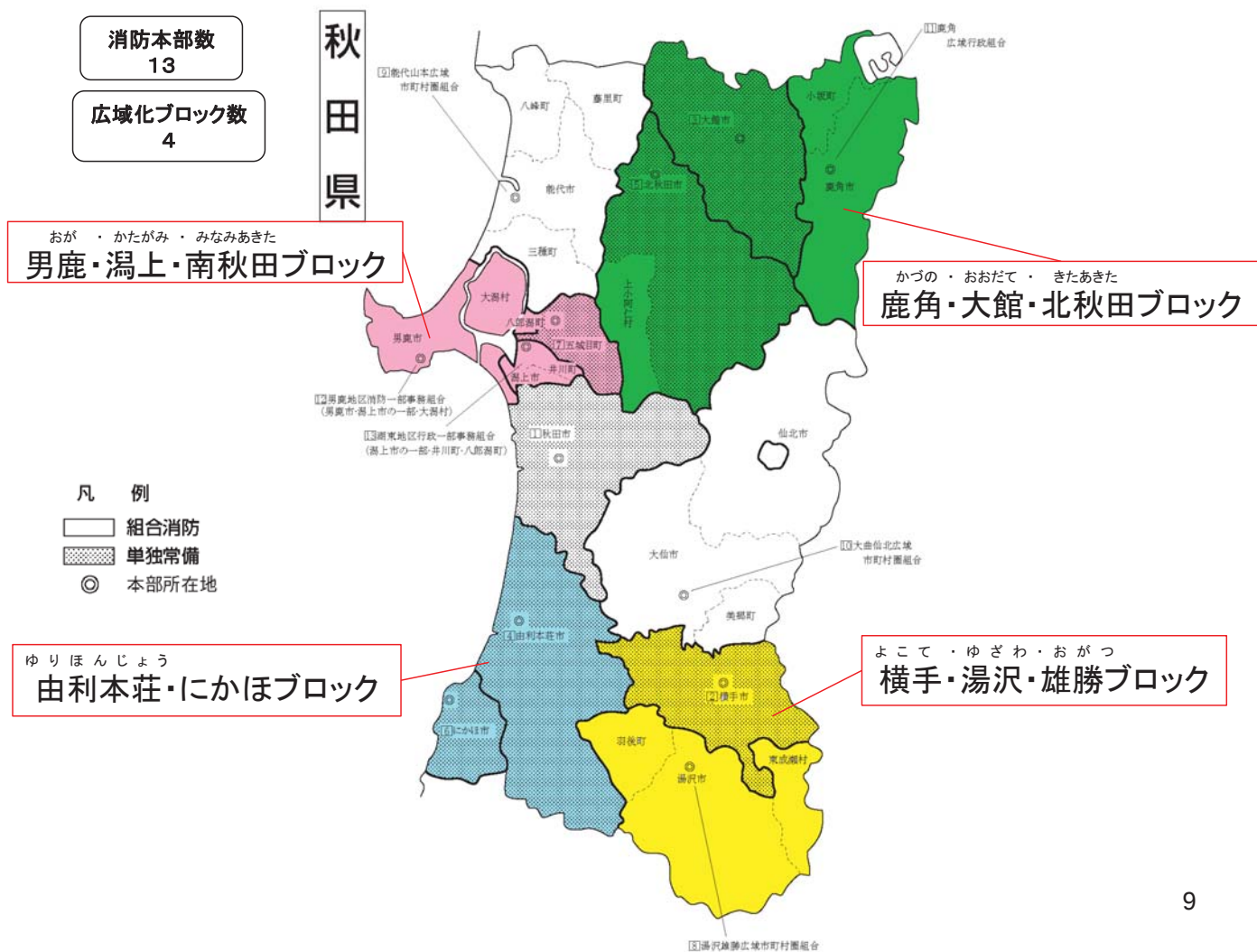
県北ブロック

県中ブロック

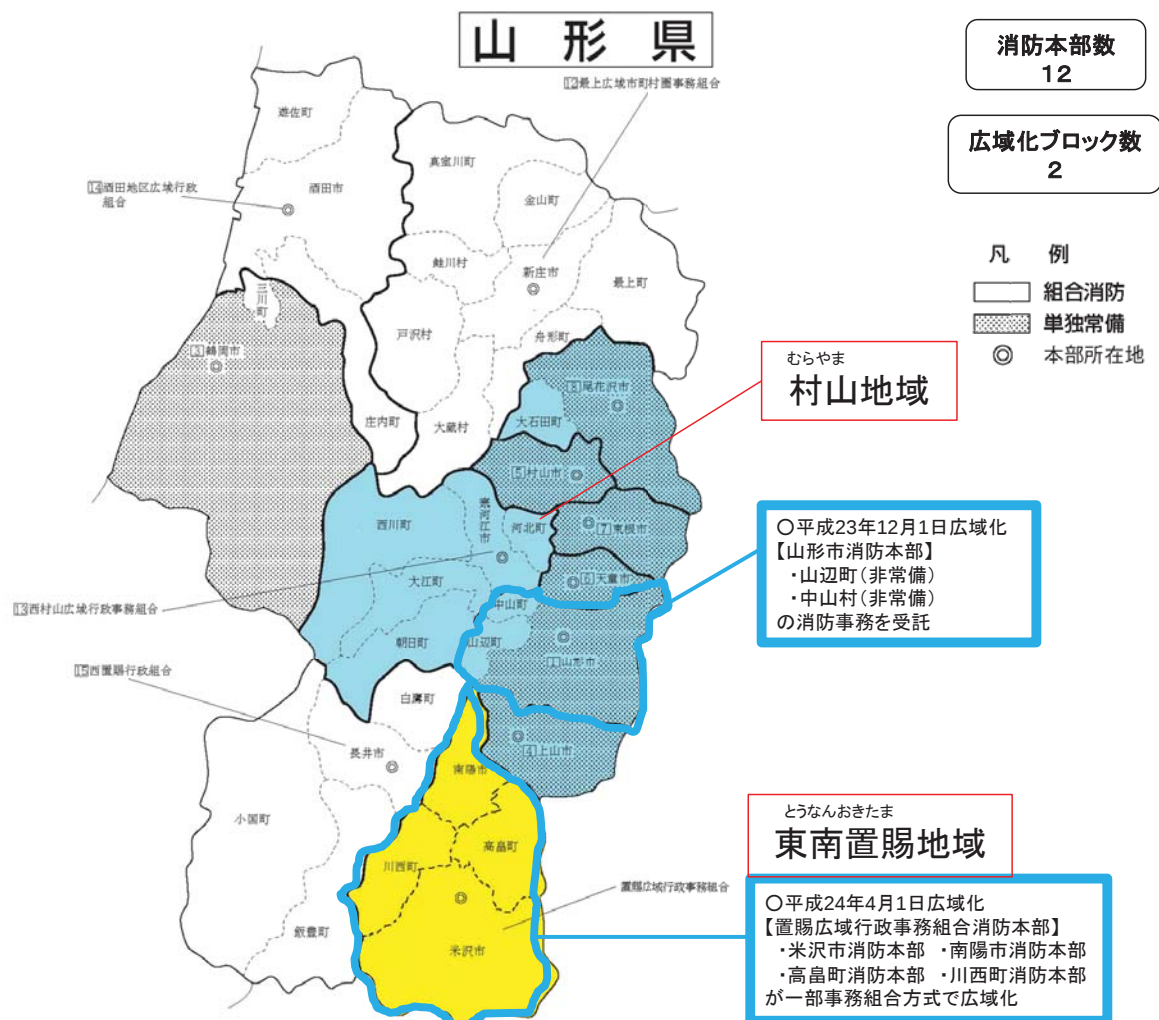
県南ブロック

○重点地域  
岩沼市消防本部と亘理地区行政  
事務組合消防本部を指定

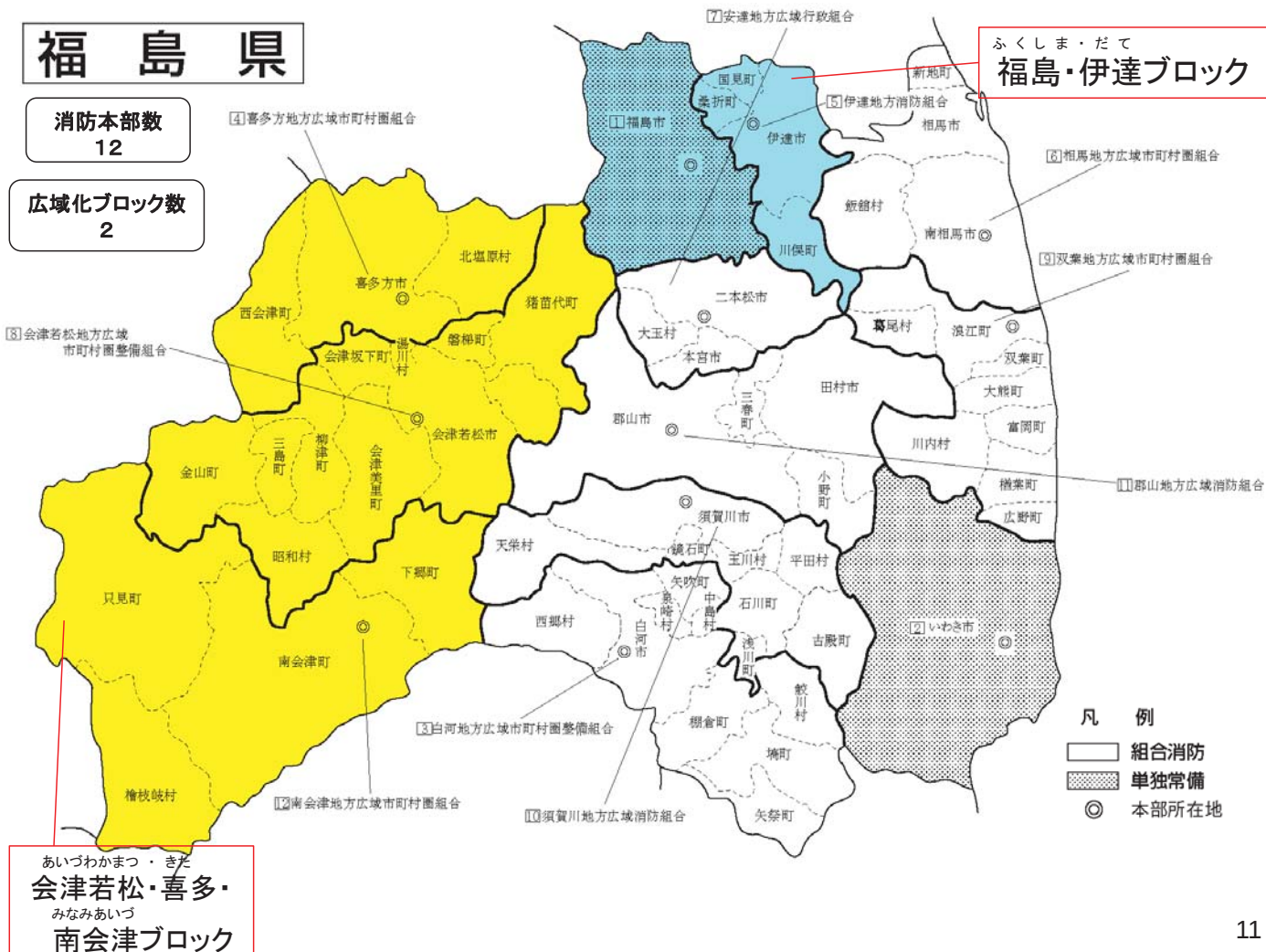
8



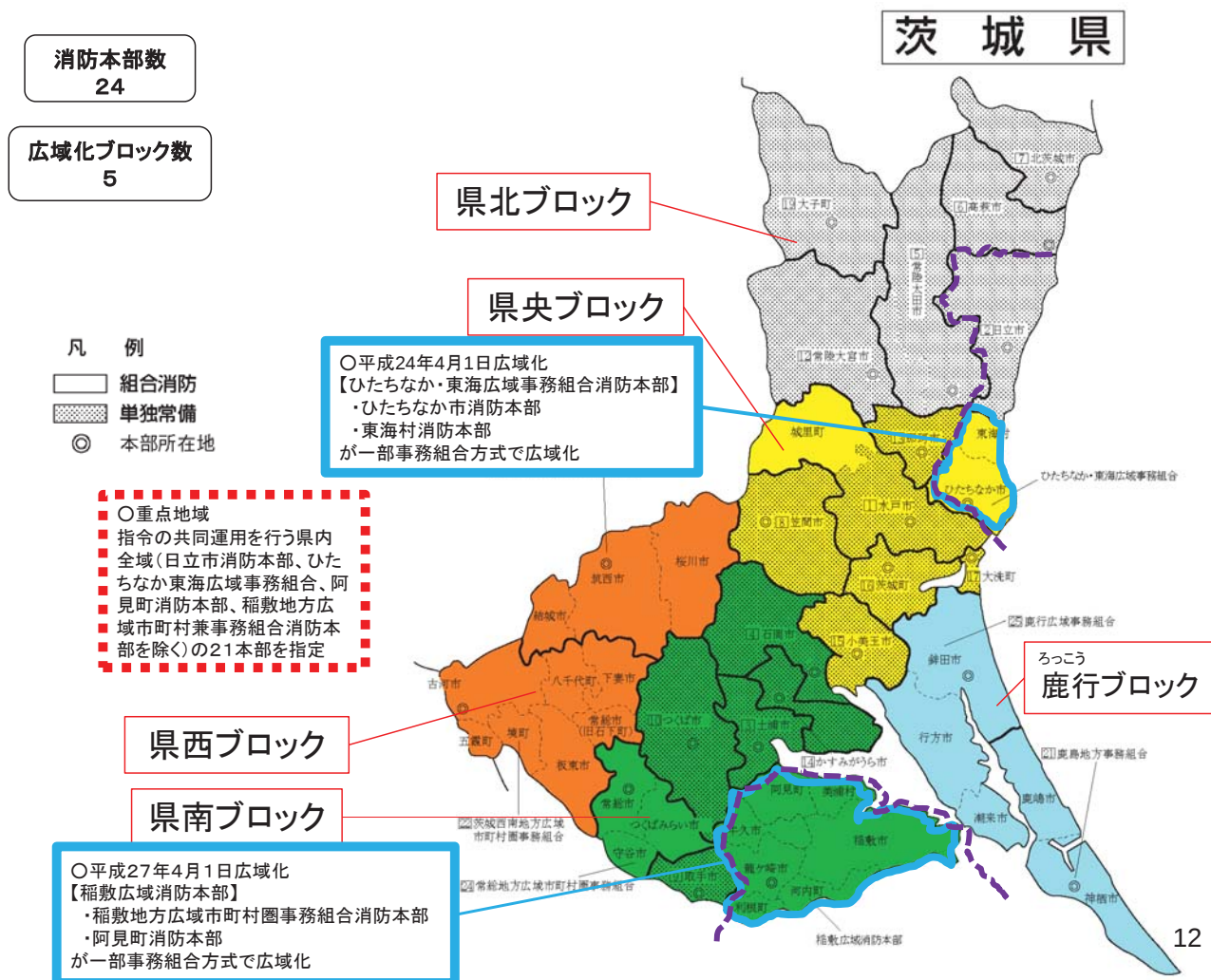
9



10



11



12

# 栃木県

## 県1ブロック

消防本部数  
13

広域化ブロック数  
1

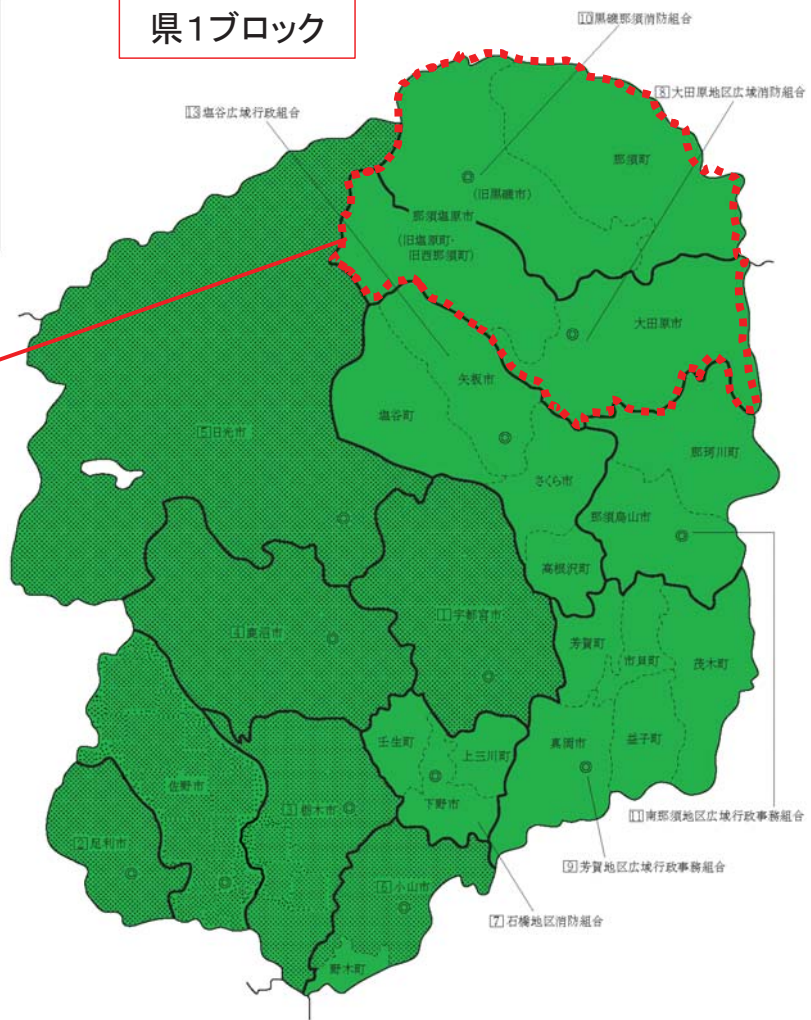
○重点地域  
黒磯那須消防組合消防本部と大田原地区広域消防組合消防本部が平成27年10月1日に広域化予定

凡 例

組合消防

単独常備

◎ 本部所在地



13

# 群馬県

## 県1ブロック

消防本部数  
11

広域化ブロック数  
1

凡 例

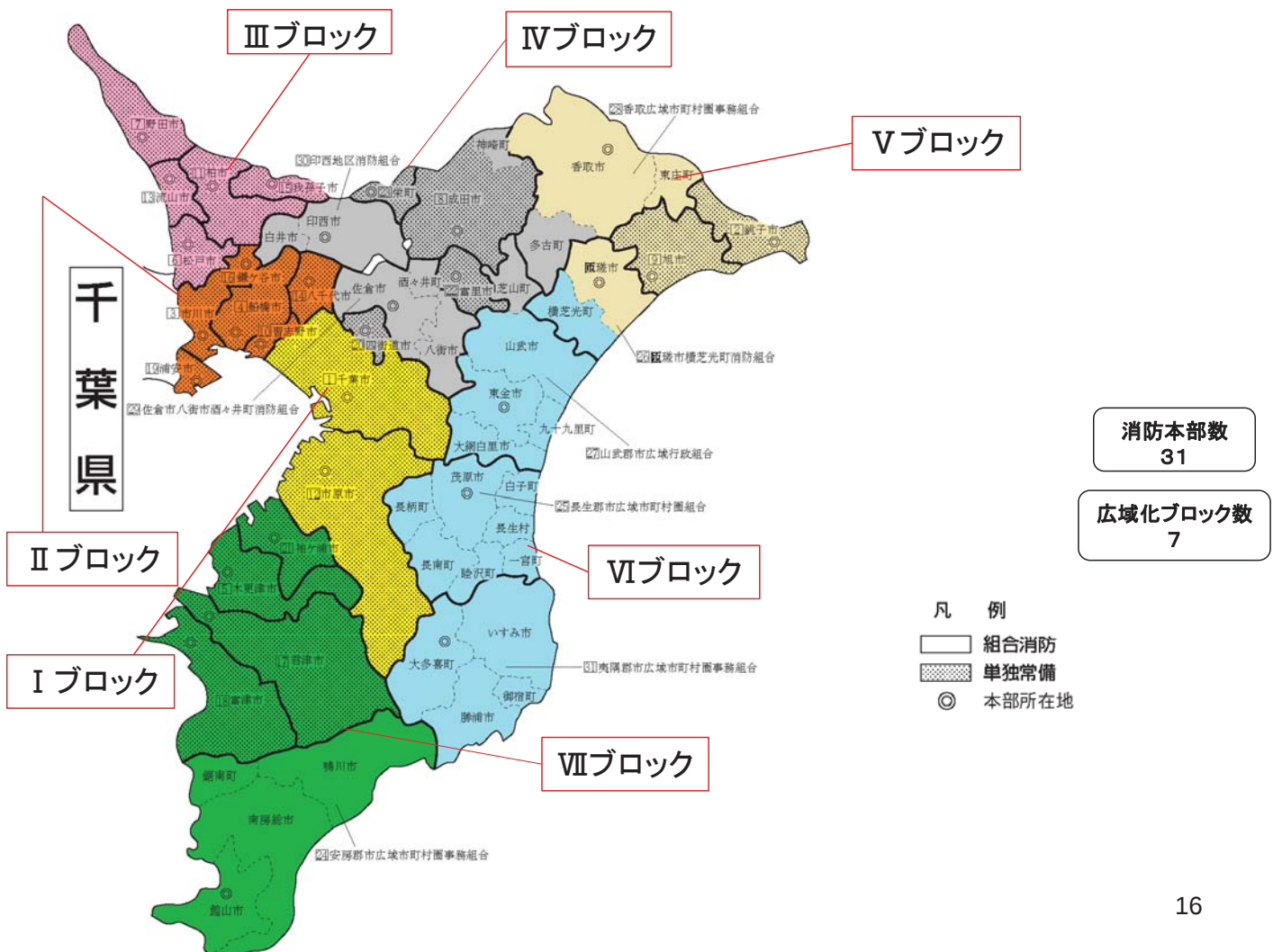
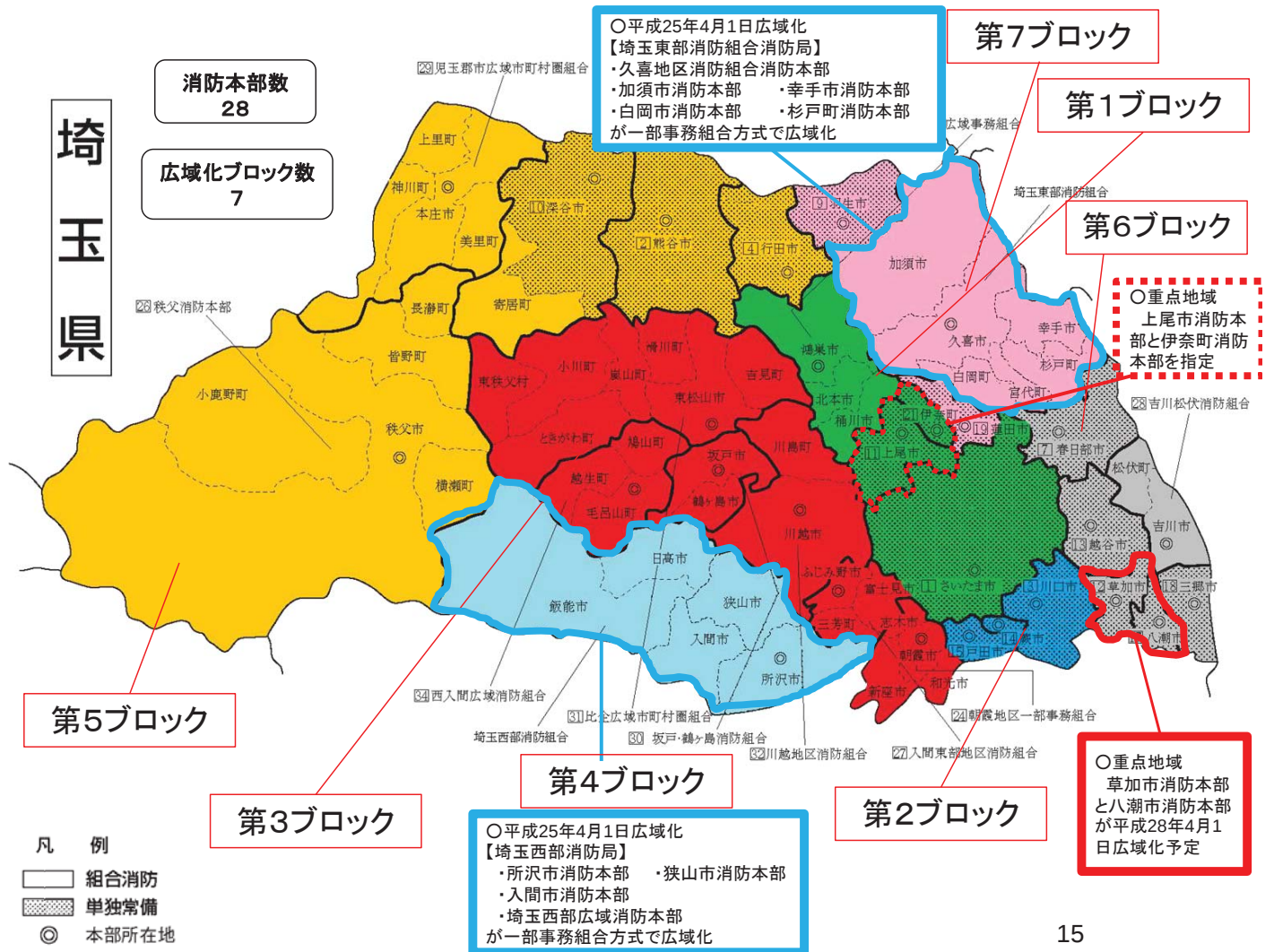
組合消防

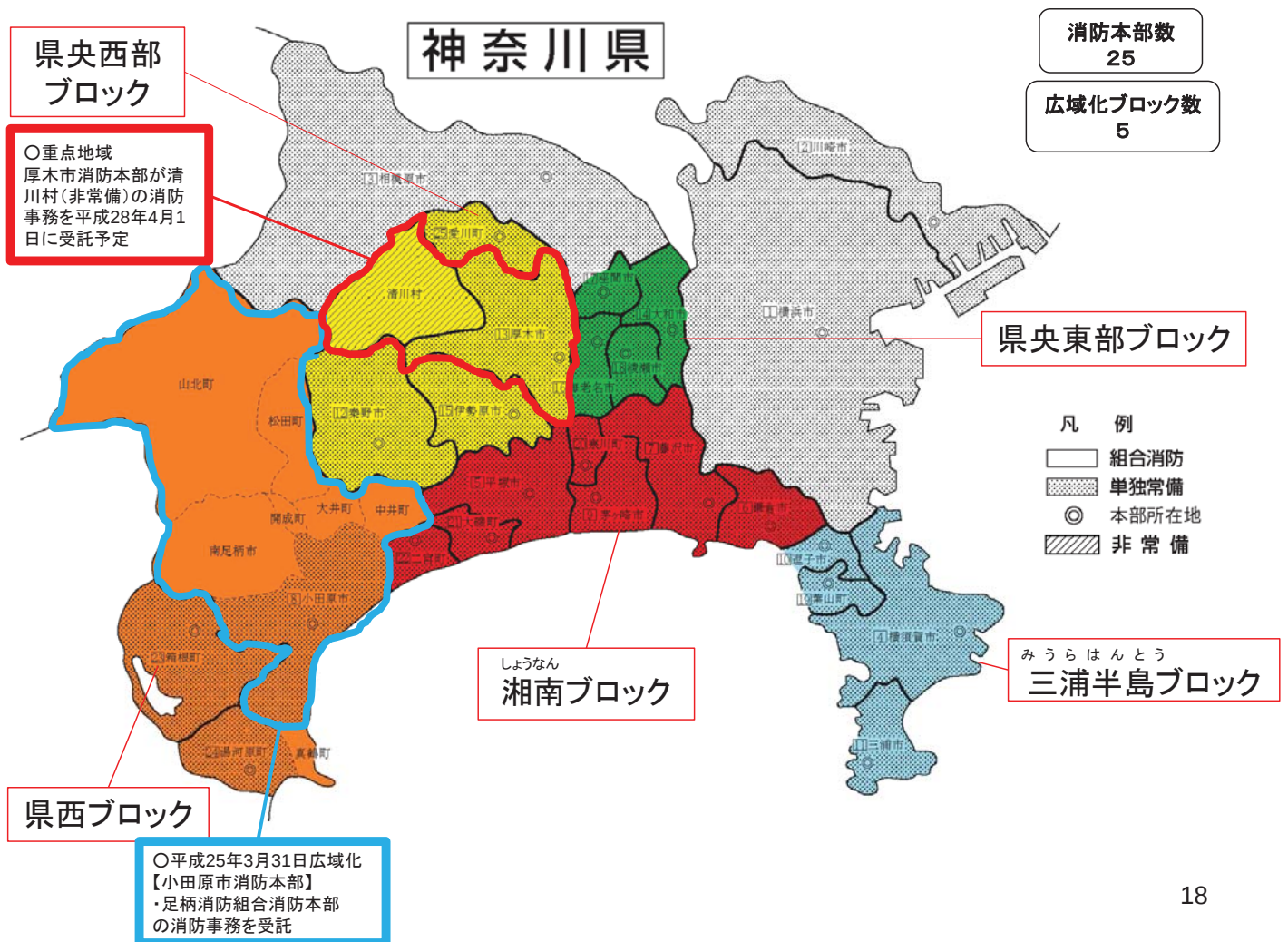
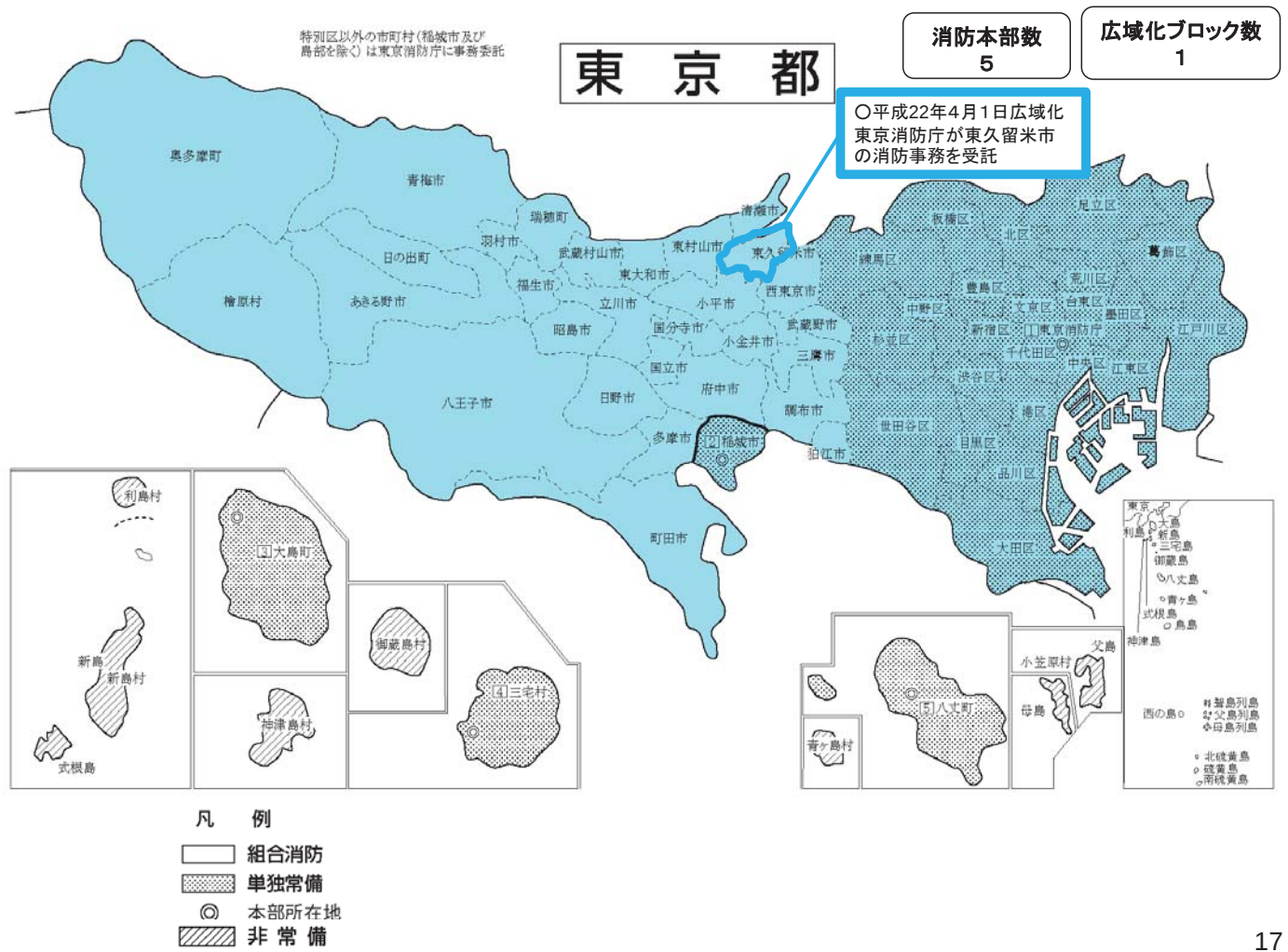
単独常備

◎ 本部所在地



14



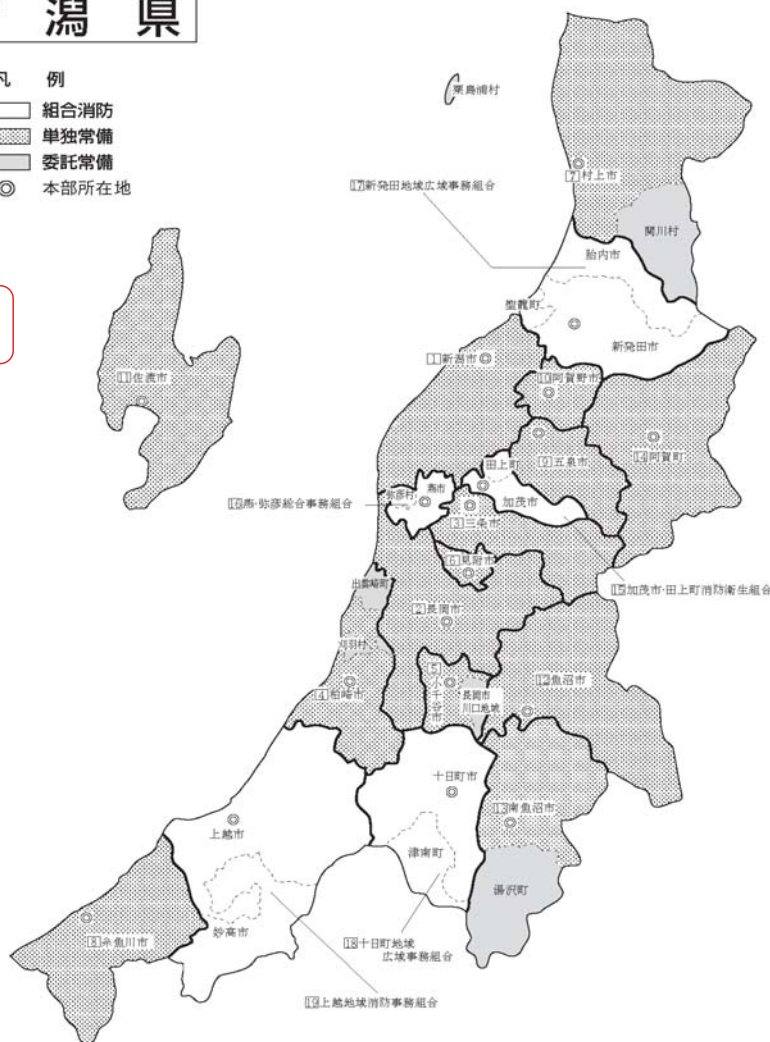


# 新潟県

凡 例  
 組合消防  
 単独常備  
 委託常備  
 ◎ 本部所在地

消防本部数  
19

推進計画未策定



19

## 富山県

たかおかいりょうけん  
高岡医療圏

砺波地域消防組合

となみりょうけん  
砺波医療圏

○平成23年4月1日広域化  
 【砺波地域消防組合消防本部】  
 砺波広域圏消防組合消防本部、小矢部市  
 消防本部が一部事務組合方式で広域化

新川地域消防本部

富山県東部消防組合消防本部

とやまけんとうふ  
富山県東部地域

○平成25年3月31日広域化  
 【富山県東部消防組合消防本部】  
 魚津市消防本部、滑川市消防本部、  
 上市町消防本部、舟橋村（非常備）  
 が一部事務組合方式で広域化

消防本部数  
8

広域化ブロック数  
4

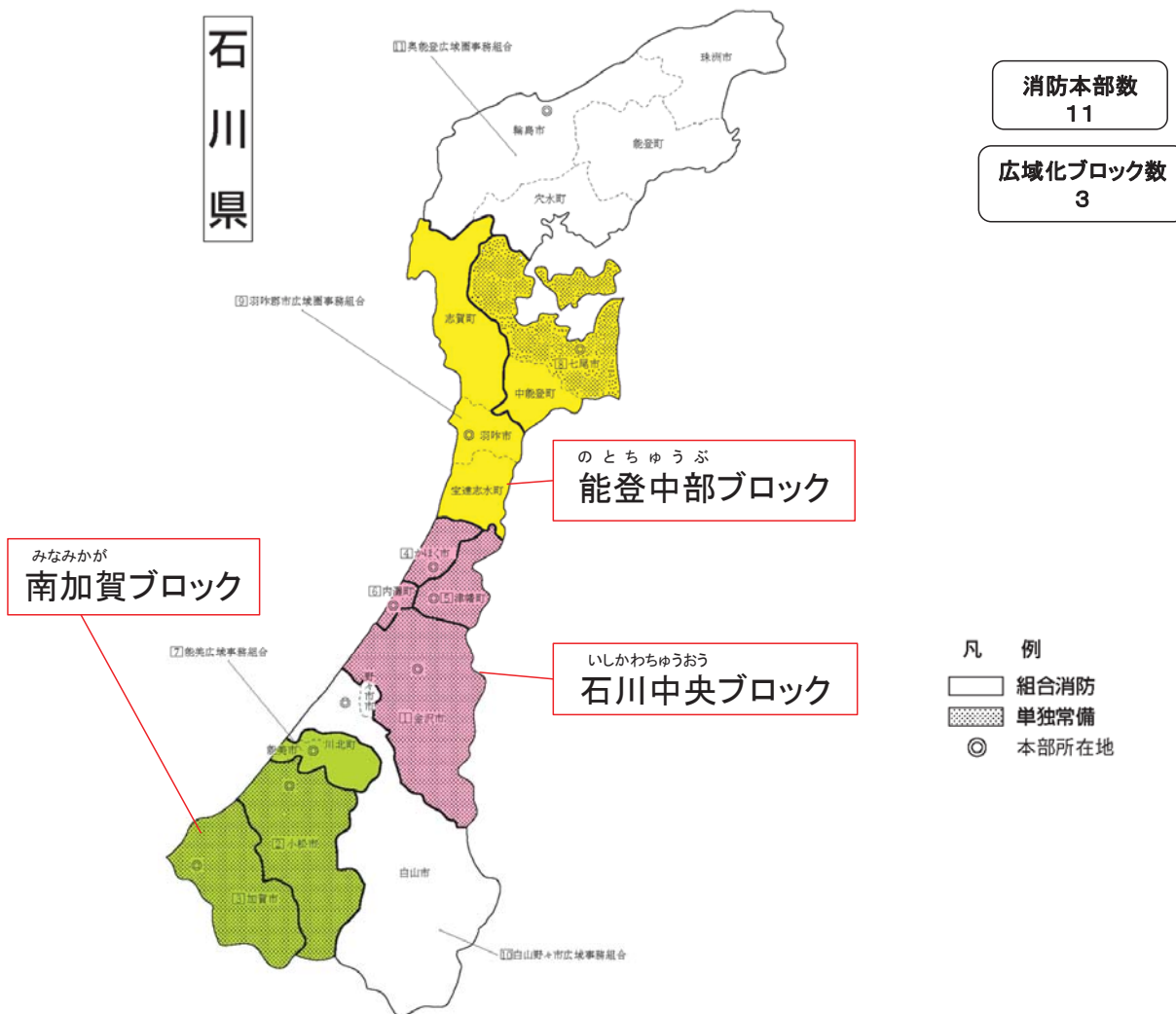
にいかわ  
新川地域

○平成25年3月30日広域化  
 【新川地域消防本部】  
 黒部市消防本部、善町消防  
 本部、朝日町消防本部が一  
 部事務組合方式で広域化

凡 例  
 組合消防  
 単独常備  
 ◎ 本部所在地

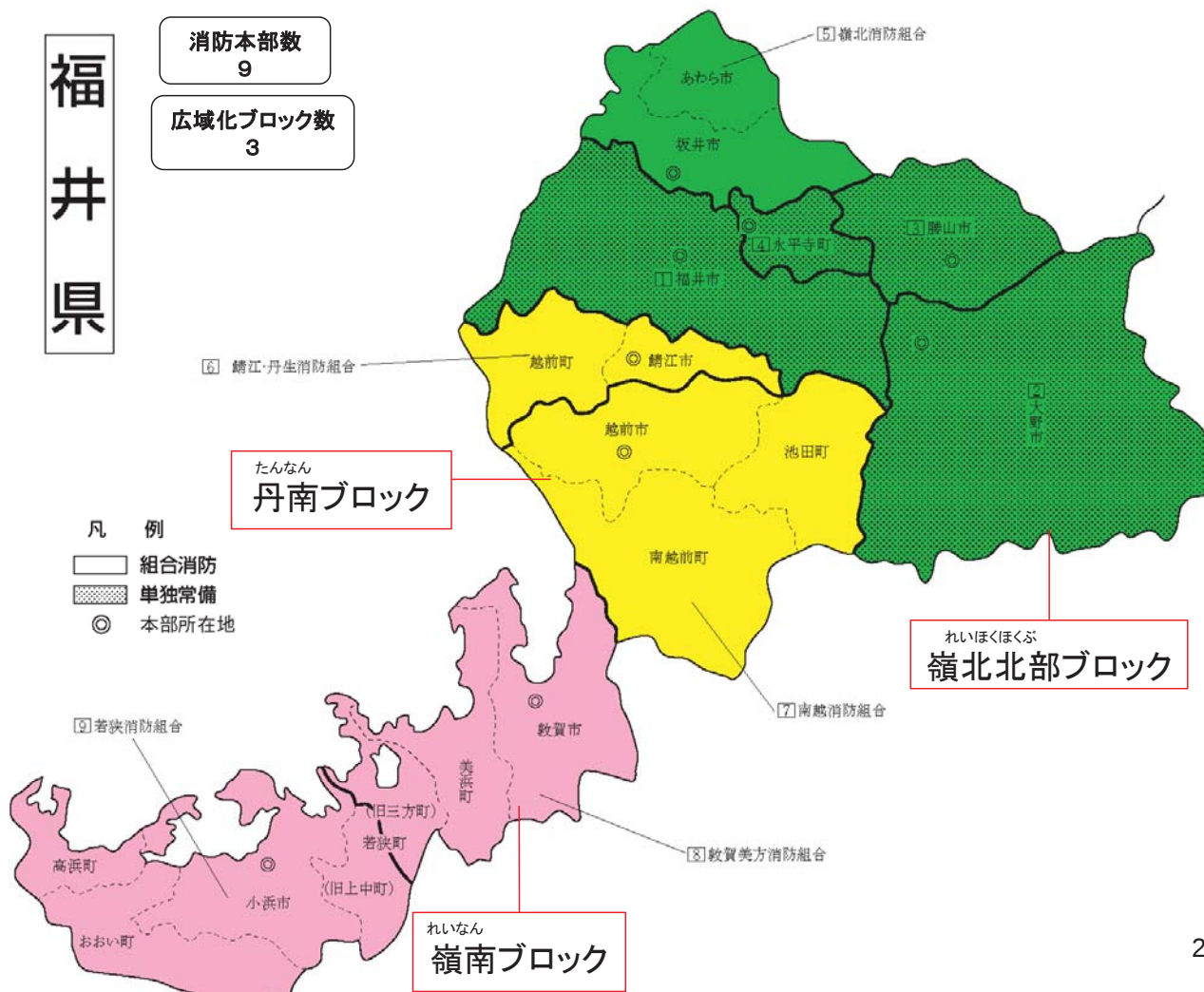
20

# 石川県



21

# 福井県



22

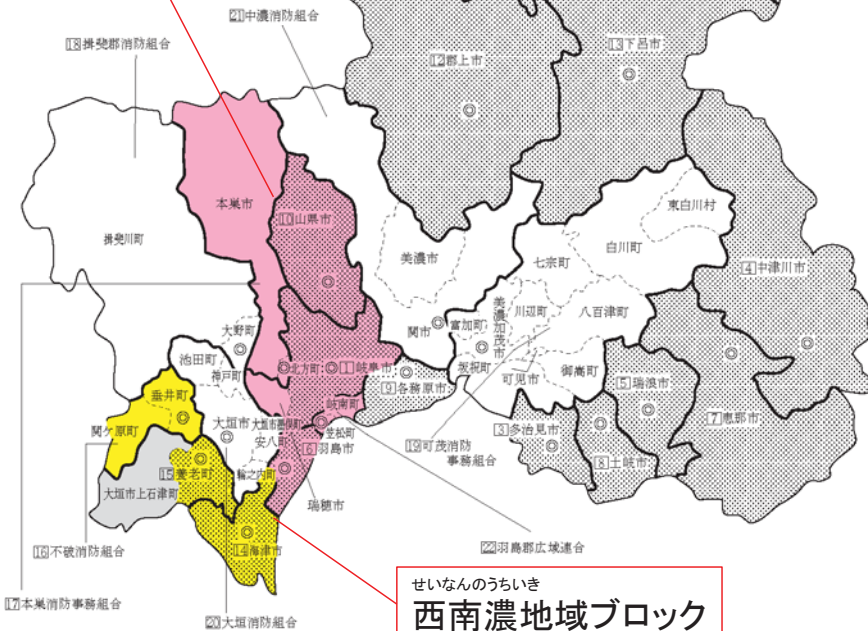


# 岐阜県

消防本部数  
22

広域化ブロック数  
2

## ぎふちいき 岐阜地域ブロック



凡 例  
 □ 組合消防  
 ■ 単独常備  
 ◎ 本部所在地

25

# 静岡県

## しずおか 静岡地域

○重点地域  
静岡市消防局、島田市消防本部、吉田牧之原市広域施設組合消防本部、牧之原市相良消防本部が平成28年4月1日広域化予定

消防本部数  
25

広域化ブロック数  
7

## がくなん 岳南地域

○重点地域  
富士宮市消防本部と富士市消防本部を指定

凡 例  
 □ 組合消防  
 ■ 単独常備  
 ◎ 本部所在地

## すんとういづ 駿東伊豆地域

○重点地域①-A  
東伊豆町消防本部と伊東市消防本部と田方消防本部と沼津市消防本部と清水町消防本部が平成28年4月1日広域化予定

○重点地域②  
三島市消防本部と裾野市消防本部と長泉町消防本部を指定

○重点地域③  
熱海市消防本部を指定

## せいえん 西遠地域

○重点地域  
湖西市消防本部と浜松市消防局を指定

○平成25年3月31日  
広域化  
【志太広域事務組合志太消防本部】  
・焼津市消防本部  
・藤枝市消防本部  
が一部事務組合方式で  
広域化

## ちゅうえん 中遠地域

○重点地域  
磐田市消防本部と袋井市森町広域行政組合消防本部を指定

## とうえん 東遠地域

○重点地域  
御前崎市消防本部と菊川市消防本部と掛川市消防本部を指定

26



消防本部数  
7

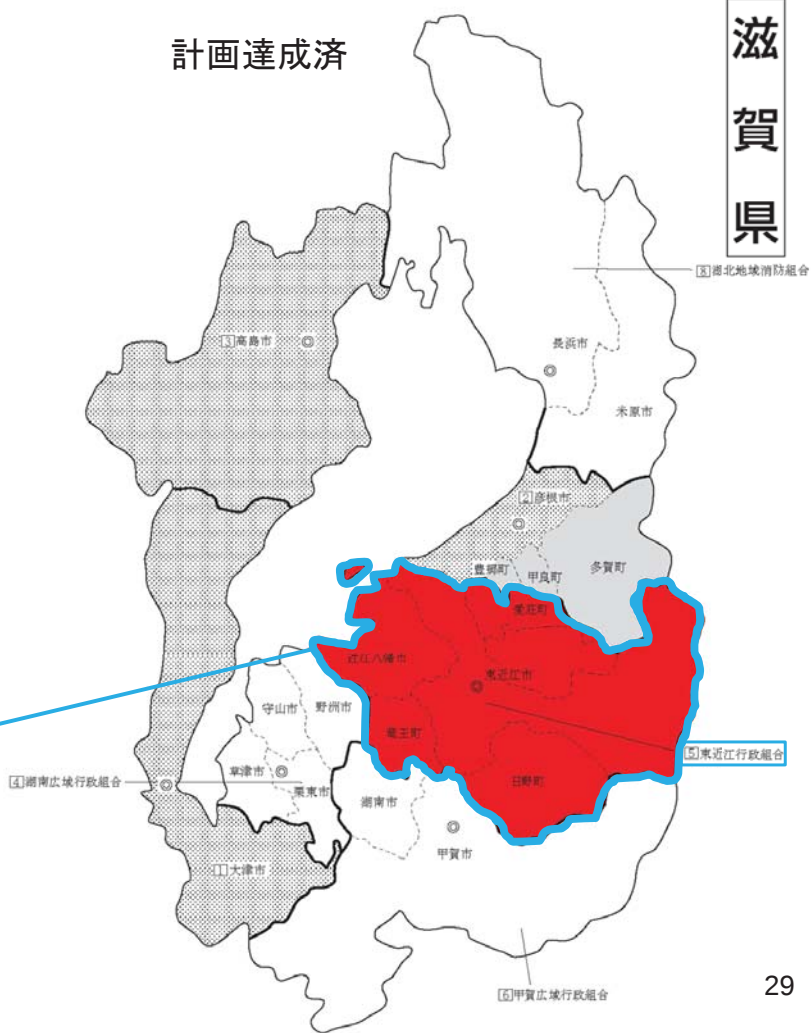
広域化ブロック数  
1

計画達成済

滋賀県

- 凡 例
- 組合消防
  - 単独常備
  - 本部所在地

○平成24年10月1日広域化  
【東近江行政組合消防本部】  
・愛知郡広域行政組合消防本部  
が一部事務組合方式で広域化



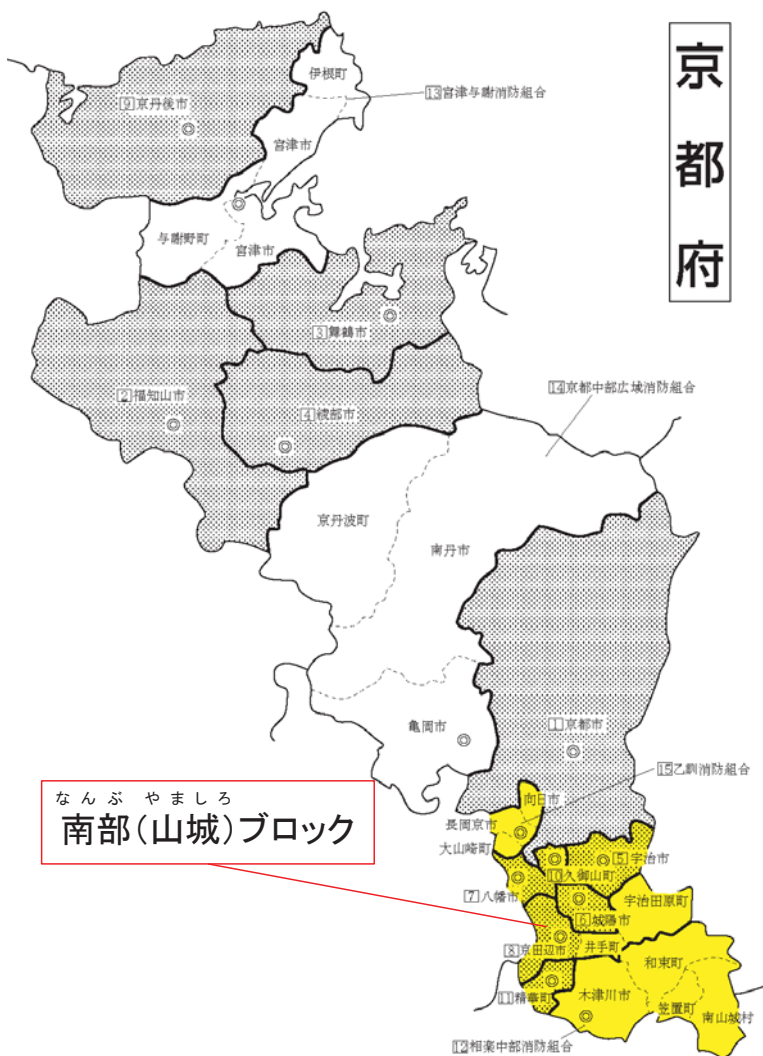
消防本部数  
15

広域化ブロック数  
1

京都府

- 凡 例
- 組合消防
  - 単独常備
  - 本部所在地

なんぶ やましる  
南部(山城)ブロック



# 大阪府

## 北部ブロック

消防本部数  
28

広域化ブロック数  
6

## 東部ブロック

○平成27年4月1日  
広域化  
【豊中市消防局】  
能勢町(非常備)の消  
防事務を受託

○平成26年4月1日広域化  
【大東四條畷消防本部】  
・大東市消防本部  
・四條畷市消防本部  
が一部事務組合方式で広域化

## みなみかわちた 南河内北ブロック

凡 例  
 組合消防  
 単独常備  
 ◎ 本部所在地

## しんみなみかわち 新南河内ブロック

○平成26年10月1日広域化  
【富田林市消防本部】  
河南町消防本部の消防事務を受託

## せんしゅうきた 泉州北ブロック

## せんしゅうみなみ 泉州南ブロック

○平成25年4月1日広域化  
【泉州南広域消防組合】  
・泉佐野市消防本部  
・阪南岬消防組合消防本部  
・泉南市消防本部  
・熊取町消防本部  
が一部事務組合方式  
で広域化

31

消防本部数  
24

広域化ブロック数  
4

# 兵庫県

○平成25年4月1日広域化  
【南但消防本部】  
・朝来市消防本部  
・養父市消防本部  
が一部事務組合方式で広域化

○平成25年4月1日広域化  
【西はりま消防本部】  
・たつの市消防本部  
・宍粟市消防本部  
・相生市消防本部  
・佐用町消防本部  
が一部事務組合方式で広域化

○平成23年4月1日広域化  
【北はりま消防本部】  
・にしたか消防本部  
・加東市消防本部  
・加西市消防本部  
が一部事務組合方式で  
広域化

## きたはりま 北播磨ブロック

## はんしんきた 阪神北ブロック

32

# 奈良県

## 県1ブロック

消防本部数  
3

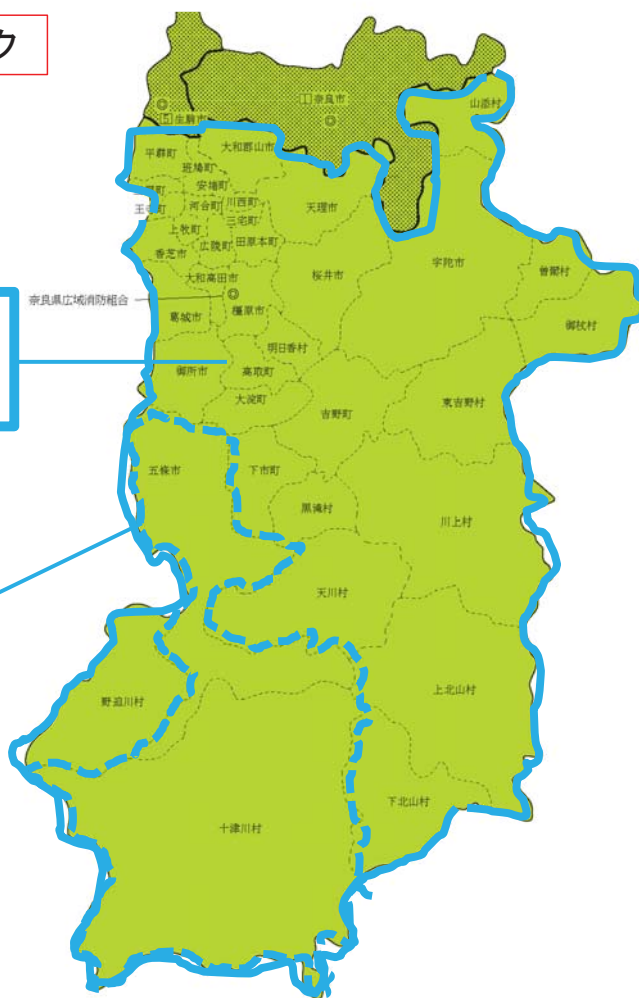
広域化ブロック数  
1

○平成26年4月1日広域化  
【奈良県広域消防組合消防本部】  
奈良市消防本部と生駒市消防本部を除く地域が一部事務組合方式で広域化

凡 例

- 組合消防
- 単独常備
- ◎ 本部所在地

○平成23年11月28日広域化  
【五條市消防本部】  
十津川村(非常備)の消防事務を受託



33

# 和歌山県

消防本部数  
17

広域化ブロック数  
5

わかやまし かいなんし  
和歌山市、海南市

はしもとし きのかわし  
橋本市、紀の川市、  
いわでし かいそうぐん  
岩出市、海草郡、  
いとぐん  
伊都郡

ありたし ごぼうし  
有田市、御坊市、  
ありたぐん ひだかぐん  
有田郡、日高郡

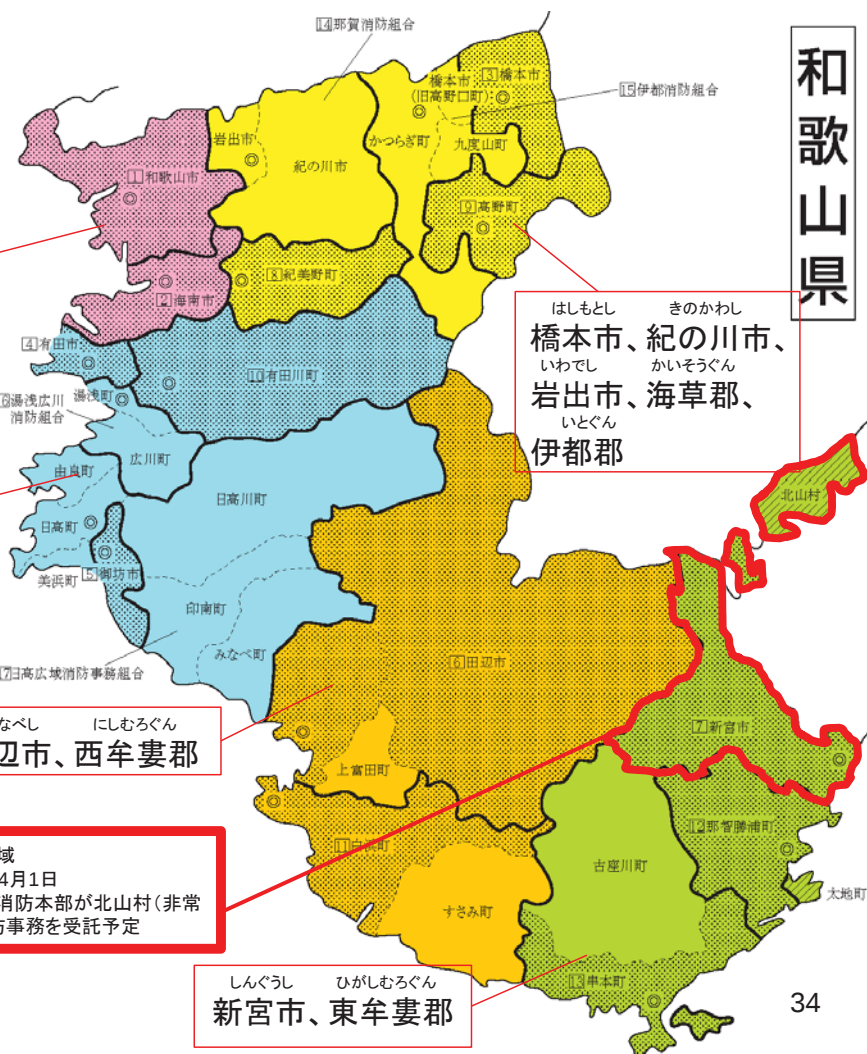
たなべし にしむろぐん  
田辺市、西牟婁郡

○重点地域  
平成28年4月1日  
新宮市消防本部が北山村(非常備)の消防事務を受託予定

しんぐうし ひがしむろぐん  
新宮市、東牟婁郡

凡 例

- 組合消防
- 単独常備
- ◎ 本部所在地
- 非常備



34

# 鳥 取 県

消防本部数  
3

推進計画未策定

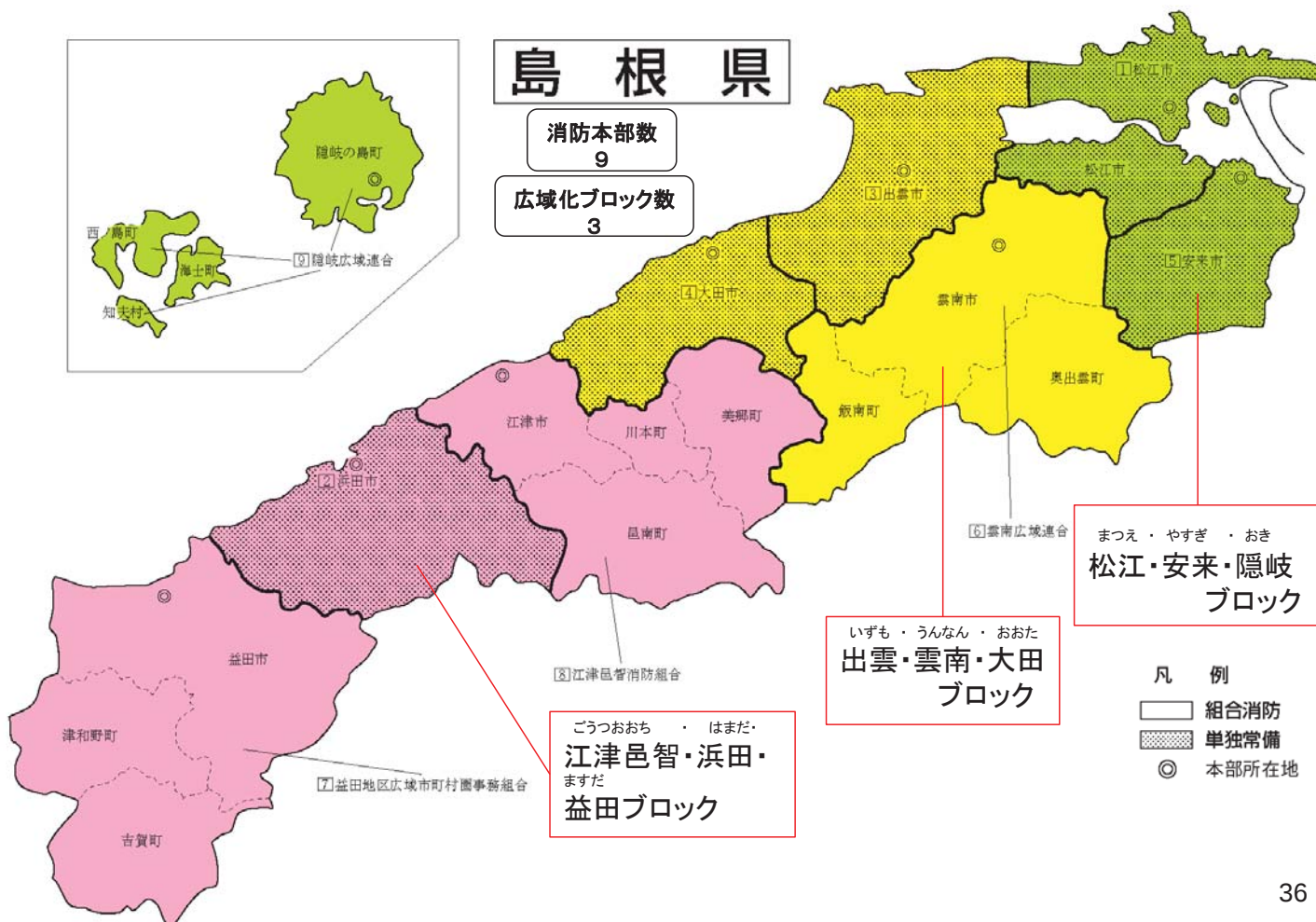


35

# 島 根 県

消防本部数  
9

広域化ブロック数  
3



36

# 岡山県

県1ブロック

消防本部数  
14

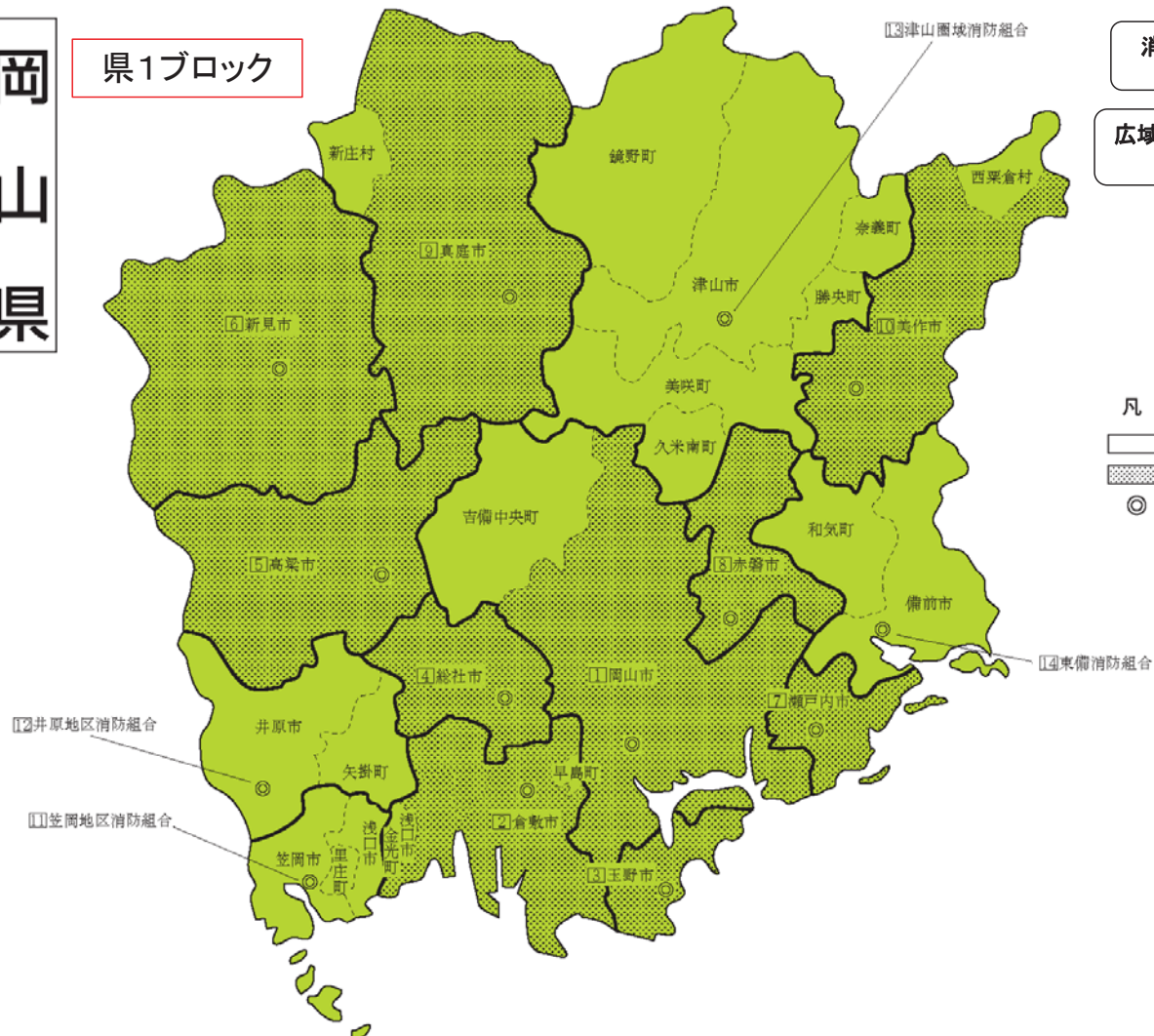
広域化ブロック数  
1

凡 例

組合消防

単独常備

◎ 本部所在地



37

# 広島県

消防本部数  
13

広域化ブロック数  
3

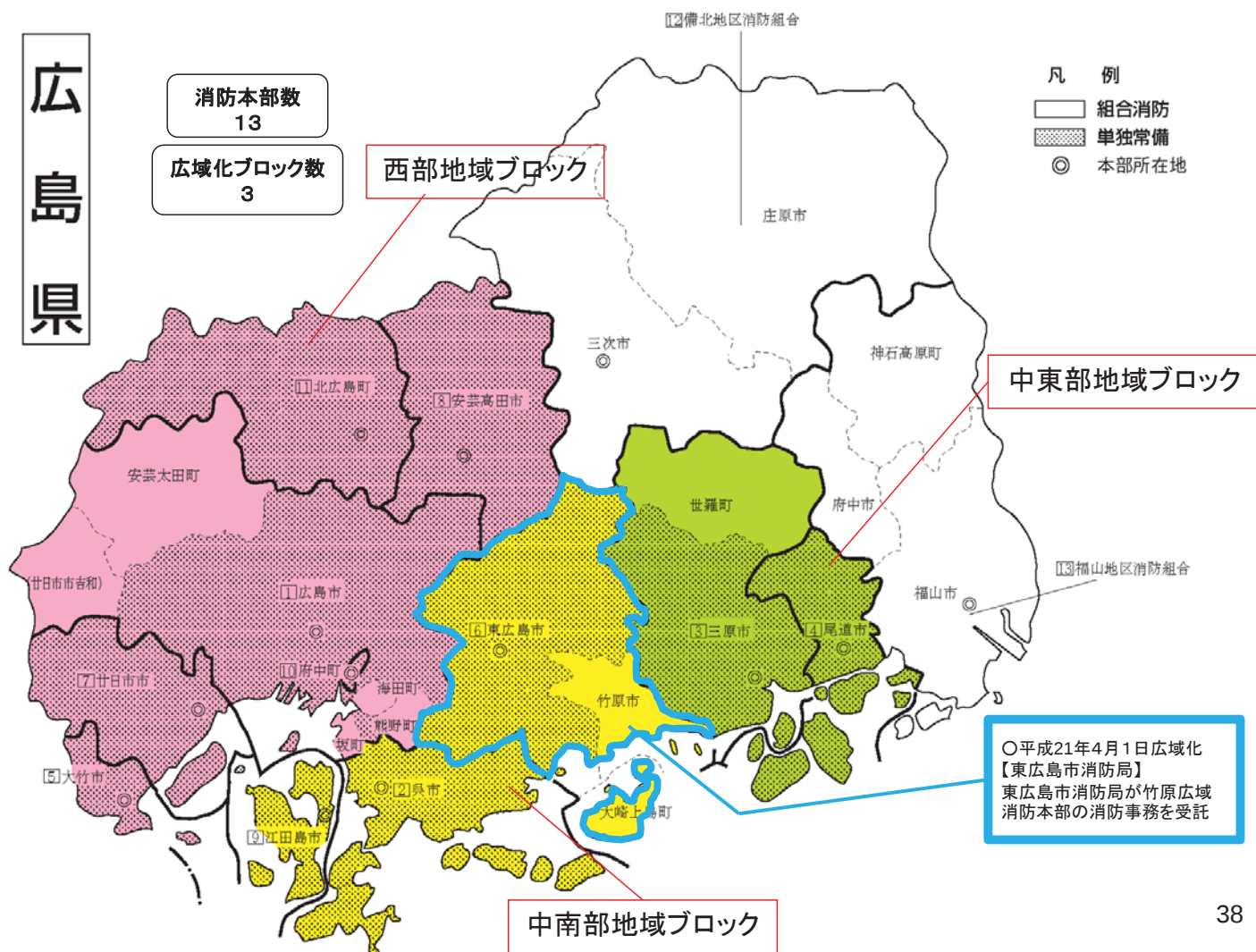
西部地域ブロック

凡 例

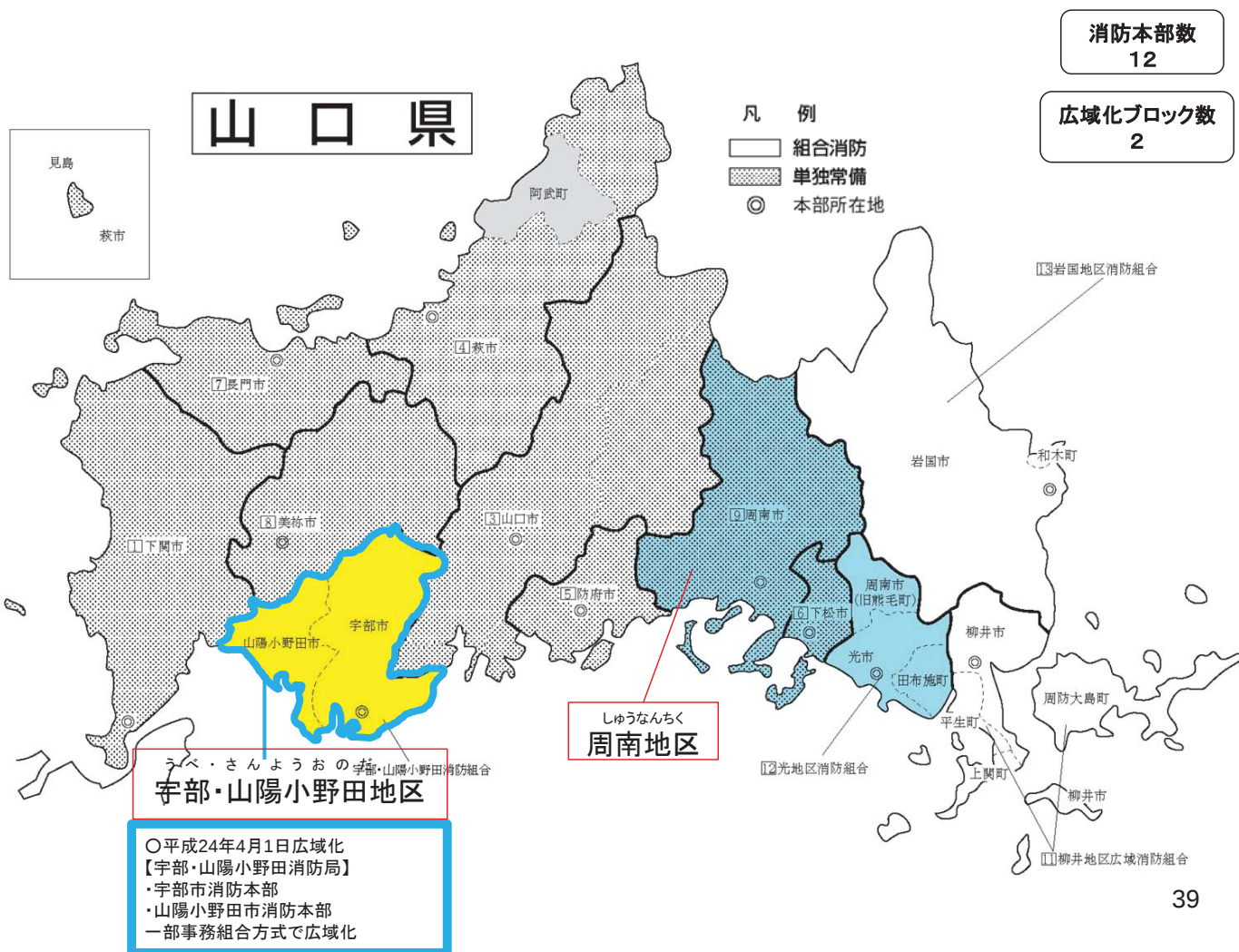
組合消防

単独常備

◎ 本部所在地



38



香川 県

消防本部数  
9

広域化ブロック数  
1

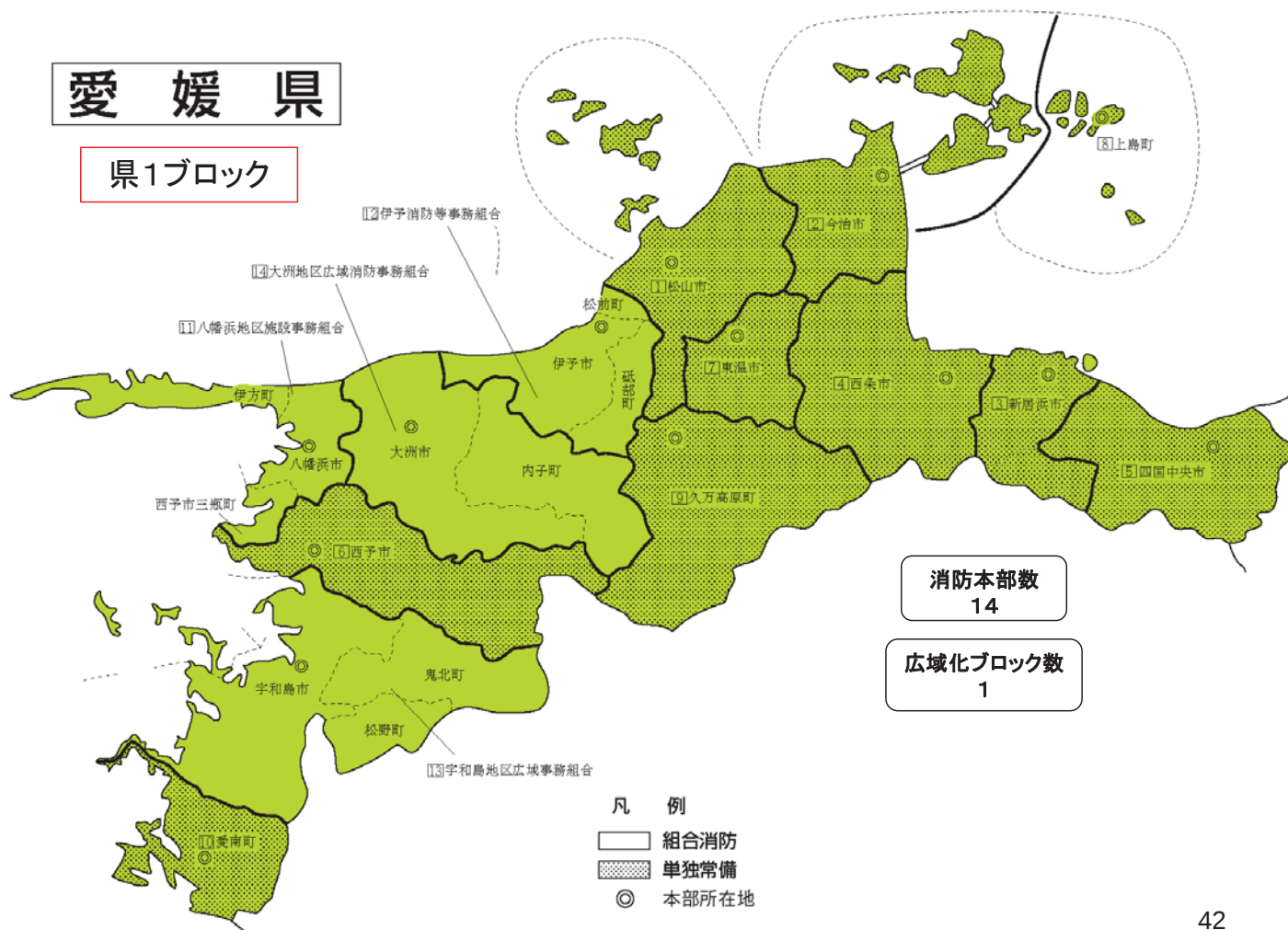
県1ブロック



41

## 愛媛県

県1ブロック



消防本部数  
14

広域化ブロック数  
1

凡 例

|                                                                                     |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|  | 組合消防  |
|  | 单独常備  |
|  | 本部所在地 |

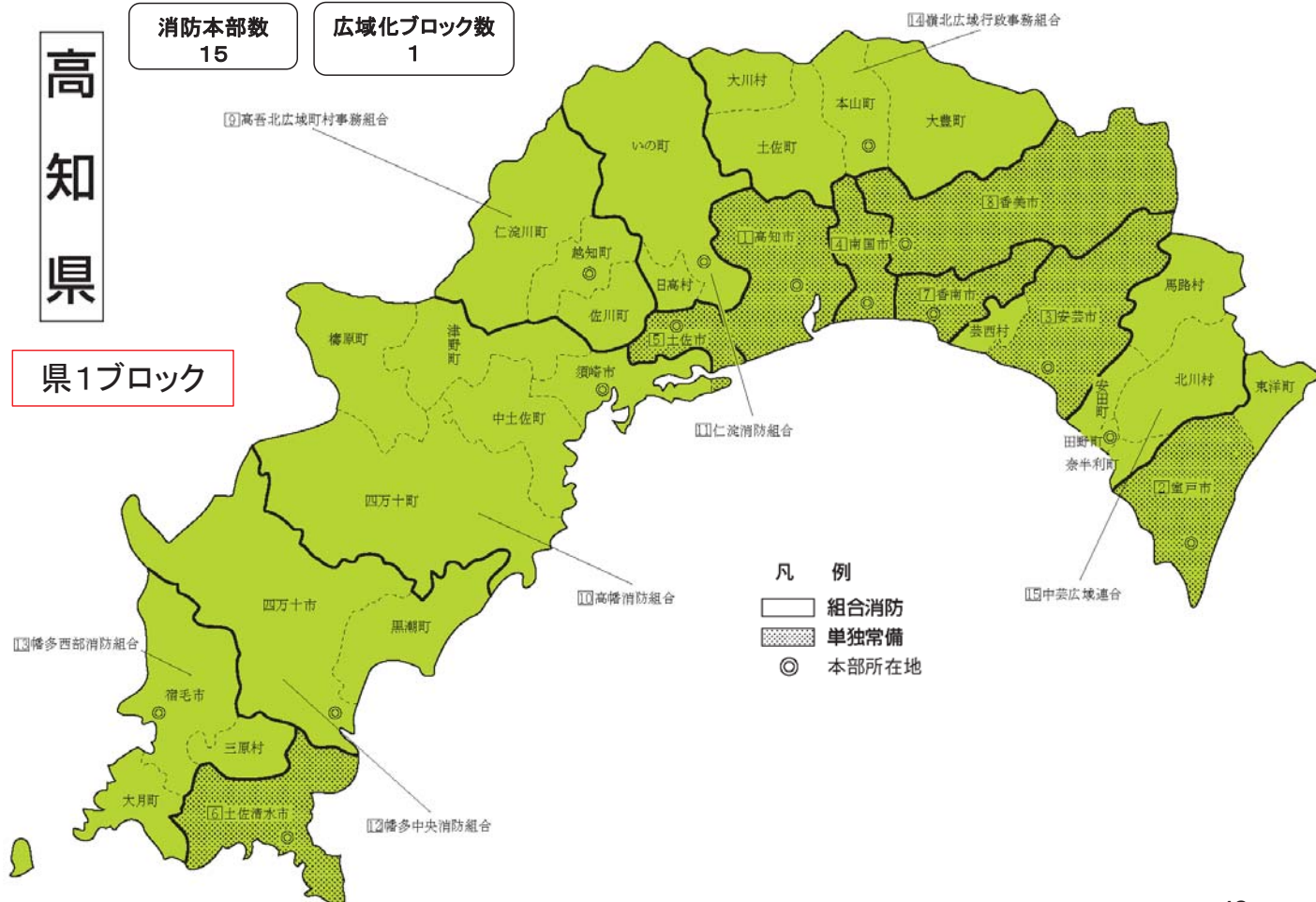
42

# 高知県

消防本部数  
15

広域化ブロック数  
1

県1ブロック



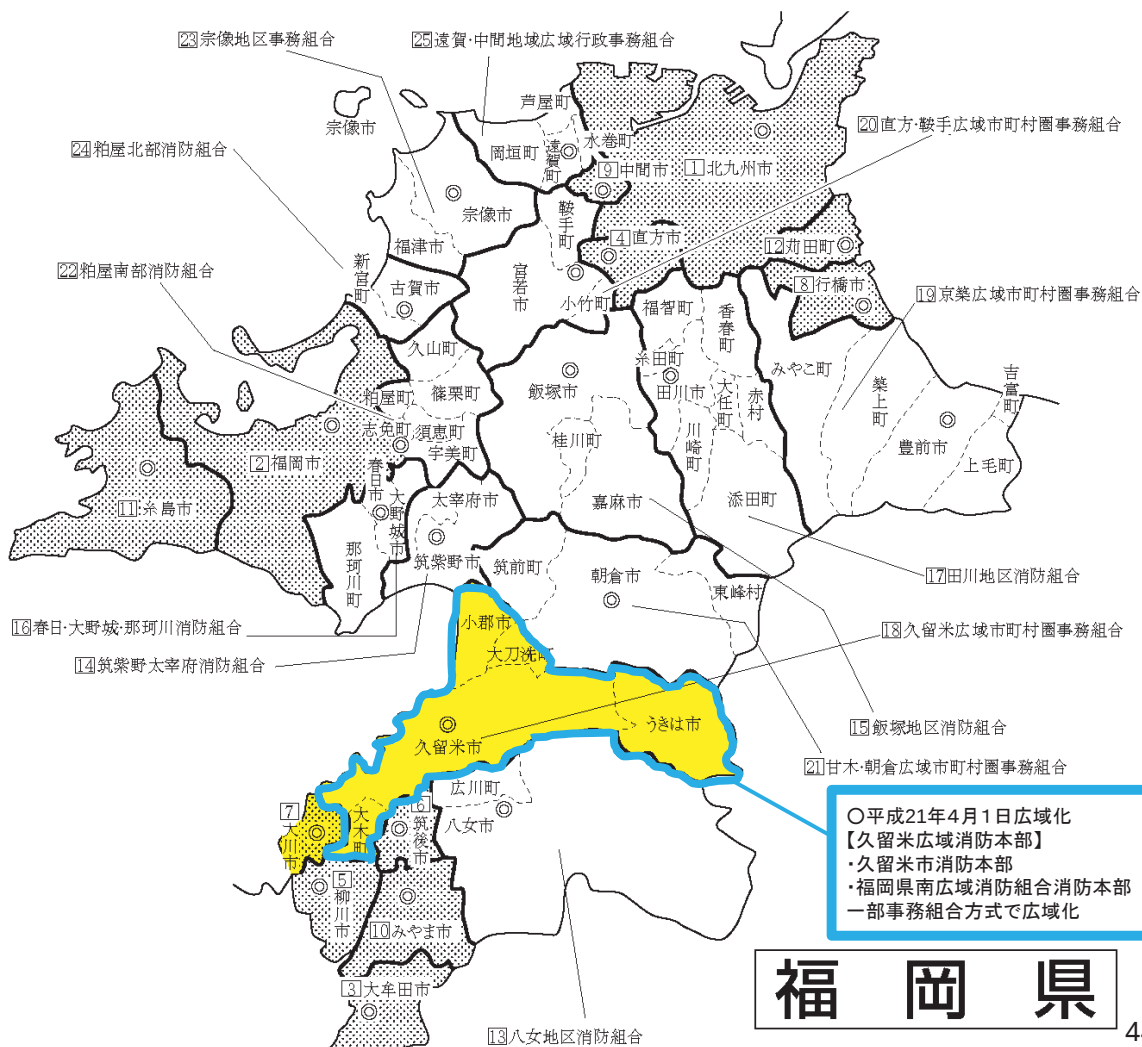
43

消防本部数  
25

広域化ブロック数  
1

凡 例

組合消防  
単独常備  
本部所在地



○平成21年4月1日広域化  
【久留米広域消防本部】  
・久留米市消防本部  
・福岡県南広域消防組合消防本部  
一部事務組合方式で広域化

# 福岡県

44

# 計画達成済

- 凡 例
- 組合消防
  - 単独常備
  - 本部所在地

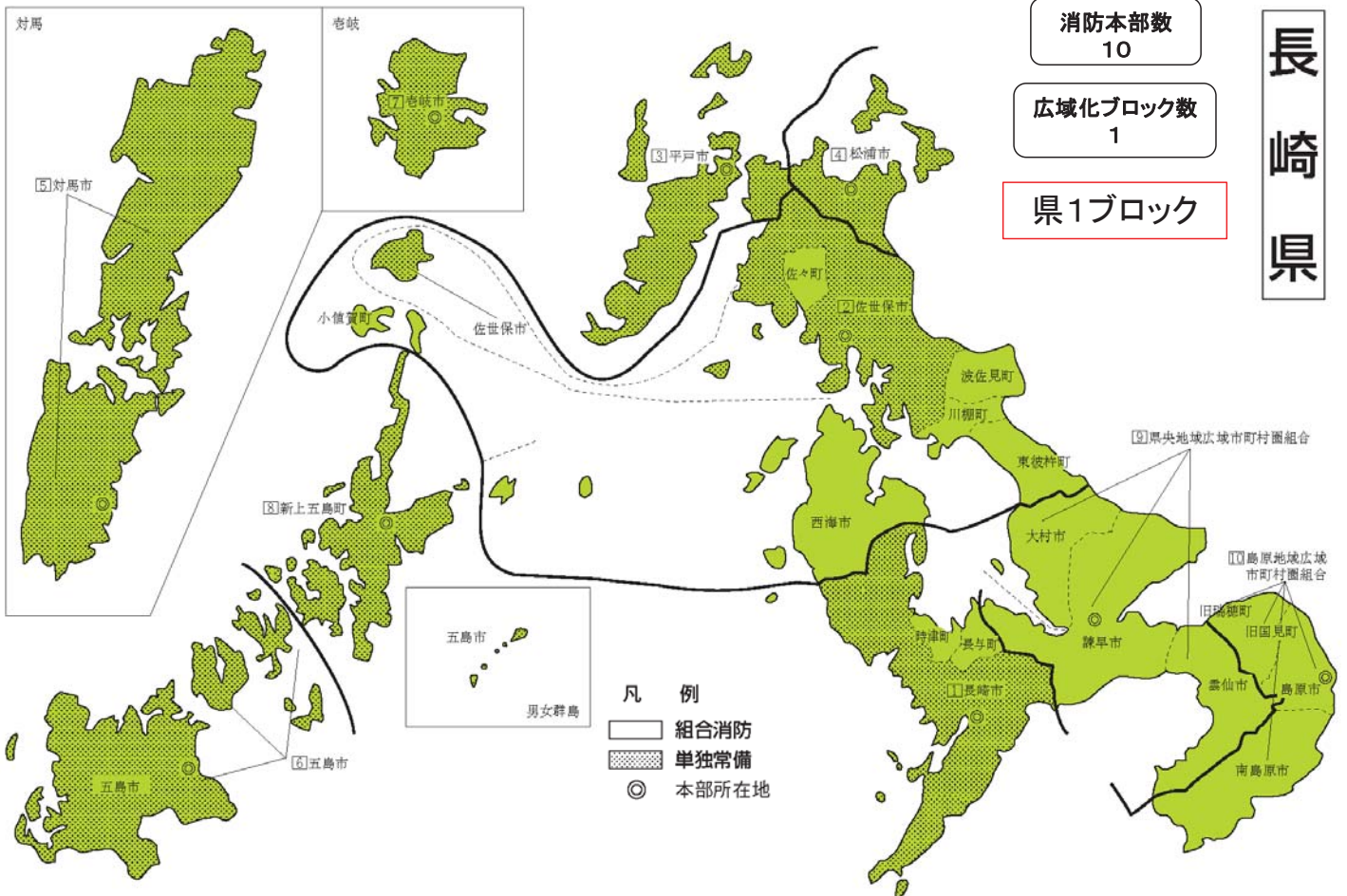
消防本部数  
5

広域化ブロック数  
2

## 佐賀県

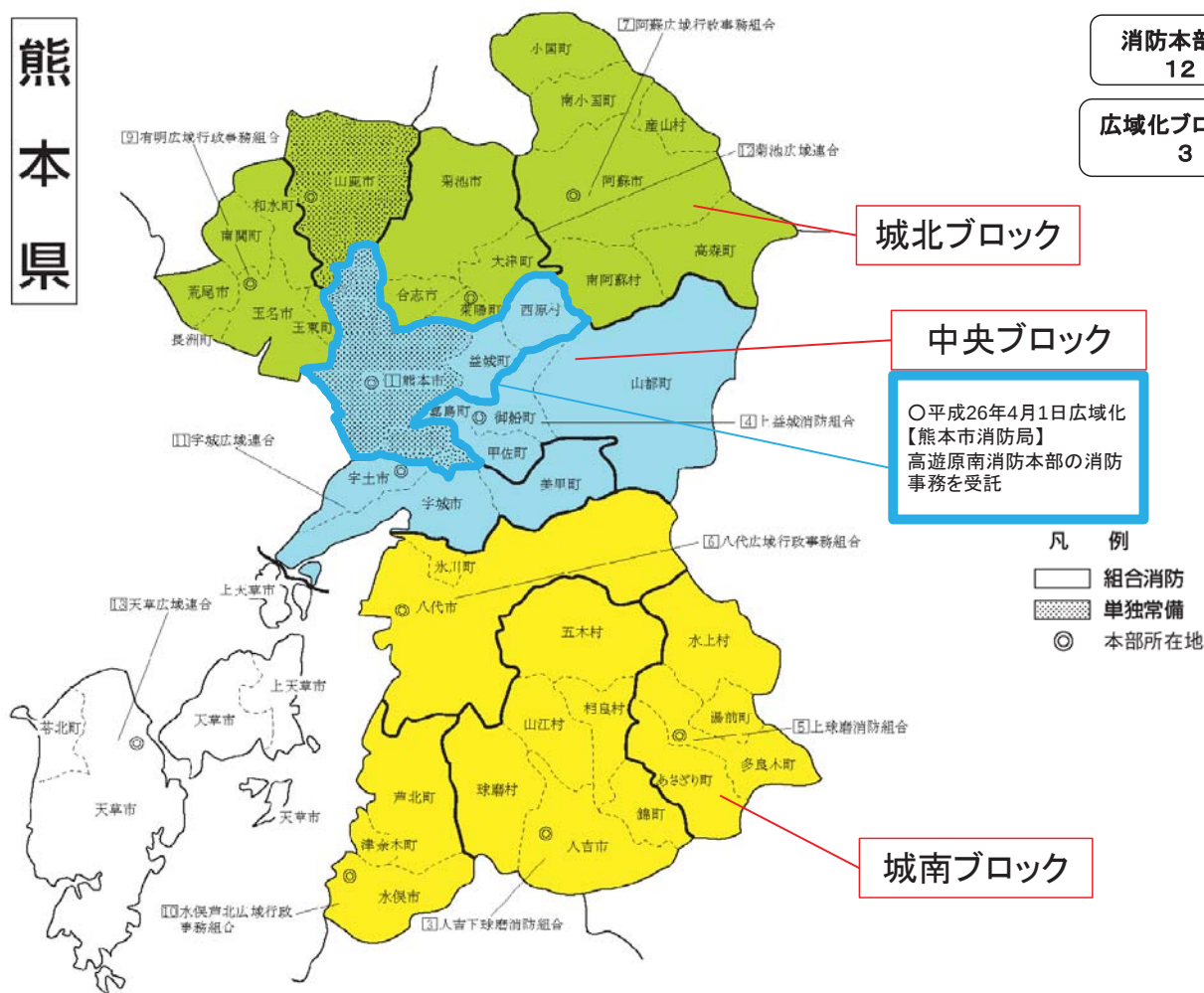


45

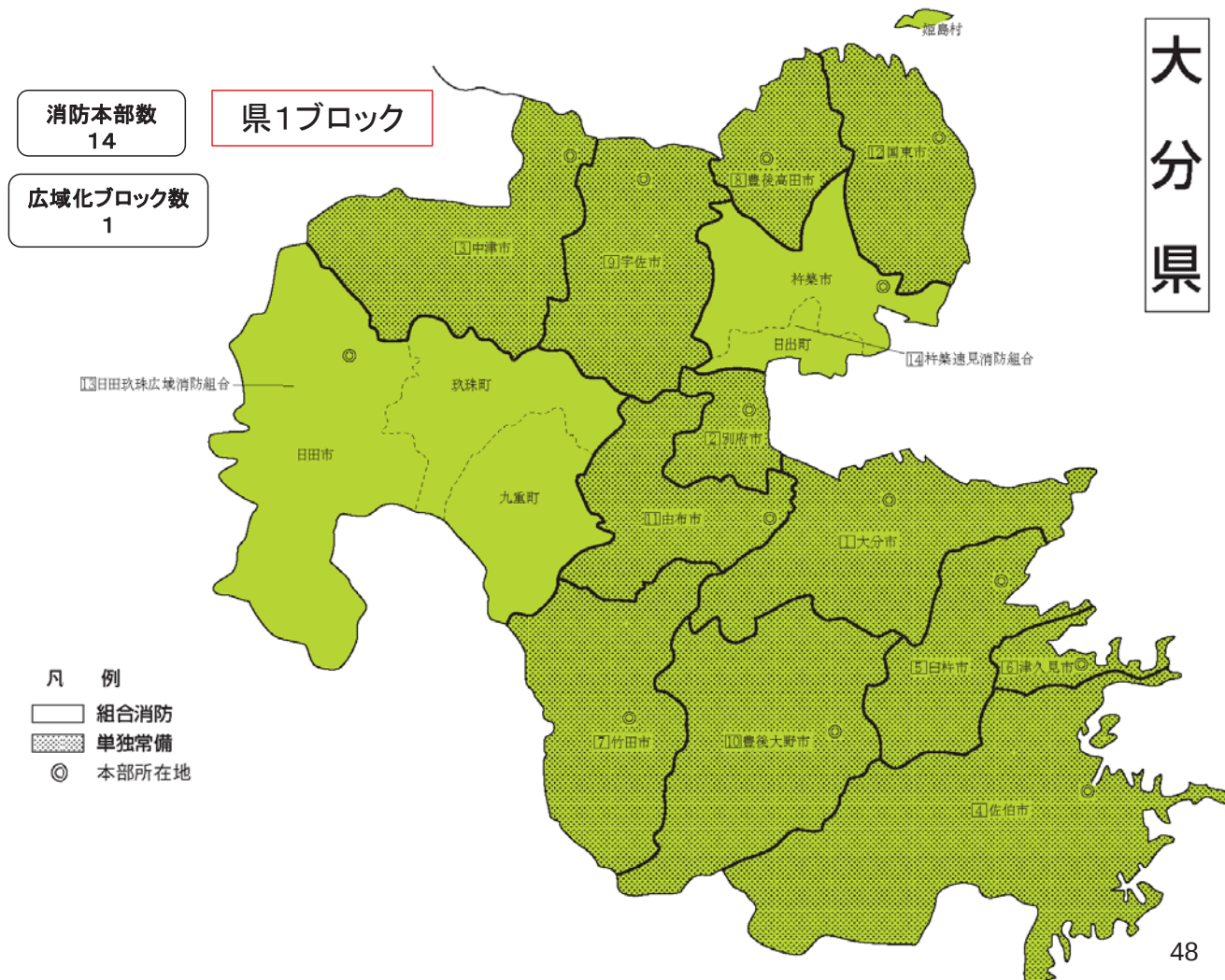


46

# 熊本県



47



48

# 宮崎県

## 県1ブロック

消防本部数  
10

広域化ブロック数  
1

○平成27年4月1日広域化  
【西臼杵広域行政事務組合消防本部】  
高千穂町(非常備)、五ヶ瀬町(非常備)、日之影町(非常備)が一部事務組合方式で広域化

○重点地域  
諸塚村(非常備)と美郷町(非常備)と西米良村(非常備)と椎葉村(非常備)を指定

○重点地域  
西都市消防本部と東児湯消防組合消防本部を指定

○重点地域  
日南市消防本部と串間市消防本部を指定

- 凡 例
- 組合消防
  - 単独常備
  - 本部所在地
  - 非常備

49

## ほくさつ 北薩地域ブロック

## 鹿児島県

消防本部数  
20

広域化ブロック数  
6

## あいら・いさ 始良・伊佐地域ブロック

## かごしま 鹿児島地域ブロック

## おおすみ 大隅地域ブロック

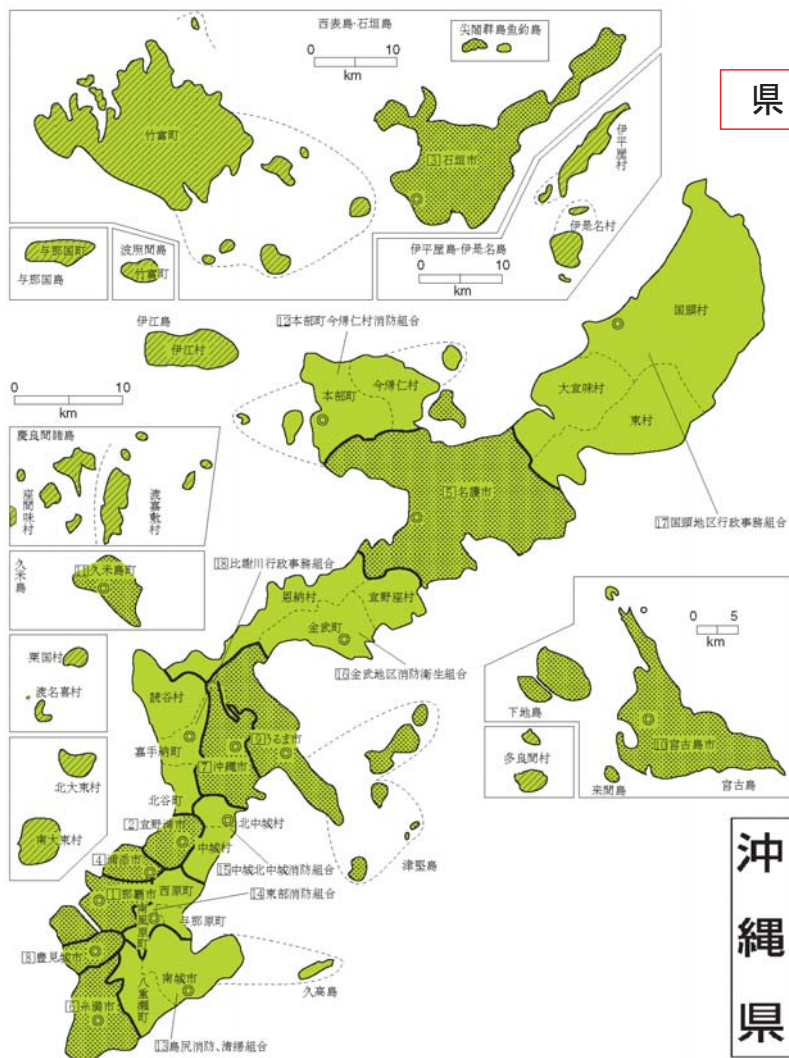
## なんさつ 南薩地域ブロック

○平成25年4月1日広域化  
【指宿南九州消防組合消防本部】  
・指宿地区消防組合消防本部  
・南九州市(川辺町・知覧町)が一部事務組合方式で広域化

- 凡 例
- 組合消防
  - 単独常備
  - 本部所在地
  - 非常備

## おおしま 大島地域ブロック

50



県1ブロック

消防本部数  
18

広域化ブロック数  
1

- 凡 例
- 組合消防
  - 単独常備
  - 本部所在地
  - 非常備

沖縄県